

參考資料



1. 用語集

行	用語	説明	主な掲載頁
あ	アクセス	目的地まで移動する経路、手段、移動の利便性。	84
	維持管理費	光熱水費や清掃業務委託料、土地借上料など、建築物等の維持管理に要した直接的な経費であり、修繕費・改修費等を含む。	39
	インフラ施設	市が保有する公共施設等のうち、道路・橋梁、上下水道等の社会基盤施設のことで、これらに付随する浄水場や配水場等の建物施設も含む。	2
	運営費	施設で提供しているサービスや実施している事業などに要した経費で、正規職員、会計年度任用職員などの人件費も含む。 また、指定管理料などの一括の維持管理・運営に係る委託料についても、便宜上、運営費として計上している。	43
	SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)	2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するための持続可能な開発目標のこと。	128
	NPO (エヌ・ピー・オー)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人(NPO法人)」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。	197
か	稼働率	各施設が提供する貸室の年間の提供区分総数に対する利用区分総数の割合を示す。 (例：1日3区分(午前・午後・夜間)提供で年間300日開館している貸室が、年間540区分利用されている場合は、稼働率60%(540区分/(3区分×300日))となる)。	23
	学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	学校と地域住民等が、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の仕組み。	74
	合併特例債	合併市町村がまちづくり推進のために借り入れることができる地方債のこと。事業費の95%まで借り入れでき、毎年度返済する元利償還金の7割が普通交付税によって措置されるため、有利な財源とされる。	44
	環境活動 (エコアクション)	全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、社会と環境コミュニケーションを行う方法として環境省が策定したもの。	130
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。	80
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられている経費のこと。 職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。	10

行	用語	説明	主な掲載頁
か	公共施設等更新費用試算ソフト	将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因があるなかで、試算方法が複雑化するのを避けて、将来の公共施設改修・更新費の参考になるよう、「一般財団法人 地方総合整備財団」が作成した試算ソフトのこと。	49
	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有する全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。	2
	更新	既存の公共施設等の再整備や建て替えのこと。	2
	更新費	対象施設(建築物)の建て替えに要する経費を示す。 なお、将来更新費の推計においては、構造別の耐用年数・更新費単価を設定し、耐用年数に到達した段階で建て替えに要する経費(建設工事費)を計上している。	3
	国土強靱化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のこと。	2
	国費・県費	国・県が用途を特定して自治体に交付する資金のこと。	44
	コミュニティ	集落・都市など共通の生活様式を持つ社会集団。地域社会。	13
さ	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。 市街化調整区域では、農林漁業用の建築物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。	99
	指定管理者制度(指定管理者)	住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度。	39
	集約化	同種または類似の機能・用途を合わせて1つの施設として整備すること。	40
	使用料収入	各施設が提供する貸室等の利用料金による収入を示す。 なお、会議室・ホール等の貸室の他、スポーツ施設のトレーニング室や児童施設の一次預かり等の利用料金による収入も含む。	31
	事後保全	構造物や建築物の損傷が顕在化した後に、損傷個所の補修・修理を行って復帰させる管理手法のこと。	130
	受益者負担	国や地方公共団体などが公の事業を行う場合に、その事業の受益者に負わせる金銭などの負担のこと。	38
	創エネルギー	省エネルギーに対する言葉として、エネルギーを節約(省エネ)するだけでなく、再生可能エネルギーなどを利用して、積極的にエネルギーを創り出していくこと。	128
た	耐用年数	施設又はその部分が使用に耐えうる年数のこと。 なお、財務省令によって定められた減価償却のための税法上の耐用年数のことを「法定耐用年数」という。	21

行	用語	説明	主な掲載頁
た	脱炭素化	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素等の排出量を減らして実質ゼロにする取組のこと。	130
	地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される財源。	10
	地方債	地方公共団体が普通建設事業費等の財源として、外部から借り入れる資金で、返済が一会計年度を超えるもの。	44
	中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等のこと。	171
	長寿命化	予防保全型の施設管理において、施設の使用期限の延伸のための点検、維持管理、修繕、改善等の取組を示す。	2
	DX (デジタルトランスフォーメーション)	データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	81
	低未利用地	建築物の整備など、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。	120
	デマンドバス	利用者の事前予約に基づき、経路やスケジュールを予約内容に合わせて運行するバス。本市では、はにぼん号、もといずみ号を運行している。	70
	統合	複数の施設(建物、機能・用途)を1つの施設として整備すること。	71
	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。	10
	統廃合	施設(建築物、機能・用途)を廃止したり統合したりすること。 また、複数の施設(建築物、機能・用途)を複合化や集約化することで1つの施設として整備し、統合された施設(建築物)は廃止すること。	2
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。	32
	土地区画整理事業	土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業のこと。	13

行	用語	説明	主な掲載頁
な	日本再興戦略	2013年6月に閣議決定された第2次安倍内閣による成長戦略のことで、産業競争力の向上を目的とし、日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略の3つのアクションプランで構成されている。	2
は	廃止	施設（建築物、機能・用途）の単純廃止のこと。	4
	ハコモノ施設	市が保有する公共施設等のうち、学校や公民館、図書館等の公共建築物の総称。	2
	ハザードエリア	自然災害による被災の恐れが大きい区域のこと。	91
	バリアフリー	生活や諸活動を行う上での障壁（バリア）を取り除くこと。段差の解消など物理的な障害だけでなく、高齢や障害のある人の社会参加を妨げる社会的、制度的、心理的な障害の除去も含まれる。	64
	PPP/PFI	PPPはPublic Private Partnershipの略語で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携・分担して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、資金の効率的な活用を図るもの。一般的に「公民連携」の手法の総称。 PFIはPrivate Finance Initiativeの略語で、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、より効率的で効果的に公共サービスを提供する事業手法で、PPPの代表的な手法の一つとされる。	128
	ビジョン	理想像。将来像。展望。見通し。	2
	複合化	複数の異なった機能・用途を合わせて1つの施設として整備すること。	60
	包括的管理	公共施設等の公共サービスの提供において行政側が行う業務のうち、複数の施設や業務内容を一括して民間事業者に委託すること。	128
	プロポーザル公売	売却後の土地や建築物利用に係る事業計画と売却価格の双方を審査する「公募型プロポーザル方式」により、市有施設や市有地を売却する方式のこと。	128
ら	ライフサイクルコスト	公共施設等にかかる生涯コストのことで、企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、維持管理・運営に要する費用（ライフサイクルコスト）及び解体処分までに必要な総費用のこと。	42
	ローリング方式	計画と実績のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや目標数値の修正を転がすように定期的に行う手法のこと。	3
や	ユニバーサルデザイン	空間や道具等をデザインするに当たって、障害者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。	130
	予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般に、予防保全を行うことで、構造物や建築物の寿命が長くなることから、ライフサイクルコストの縮減が期待される。	2

2. 本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の 基本的な考え方

令和7年3月
本庄市教育委員会

1. はじめに

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質があります。この特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

しかし、全国的に少子化による人口減少が進んでいる近年では、小・中学校の小規模化が進行しています。小規模校には個別指導が行いやすい等のメリットがある一方、児童生徒を取り巻く教育環境、学校における教育活動や学校運営などに課題が生じることが懸念されています。

国では、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、学校規模の適正化に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた指針を示しました。

本市においても、児童数は昭和 56 年度、生徒数は昭和 62 年度のピークから、少子化の影響により減少を続けています。令和 4 年度に入学した児童生徒数は、最も多かった時と比較して 50%以上減少しており、1 学年が 1 学級の小学校や、2 つの学年で編制される複式学級の小学校も現れています。

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、学校規模の適正化や小規模化に伴う諸課題に対し、将来を見据えて継続的に検討していく必要があると考えられます。

これらのことから、教育の機会均等や水準の維持・向上など児童生徒の教育環境の改善や学校施設の維持管理も含めた観点から、将来の子どもたちにとって望ましい学習環境、地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模について検討した上で、児童生徒が自らの人生を切り開き、自立できるよう確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するため、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方となる「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」をまとめ、適正化に取り組むこととしました。

2. 本庄市立小・中学校の現状

(1) 学校施設及び児童生徒数

本庄市立小・中学校の学校数は小学校 13 校、中学校 4 校で以下の表のとおりです。なお、本泉小学校については、平成 23 年度より休校となっています。

名称	住所	延床面積	建築年月	児童生徒数(人)	学級数(学級)	
					通常学級	特別支援
1 本庄東小学校	本庄市日の出 1-2-1	8,657	S60.3	615	17	6
2 本庄西小学校	本庄市千代田 4-3-2	6,993	S53.8	273	12	4
3 藤田小学校	本庄市牧西 1171	4,280	S53.3	85	6	2
4 仁手小学校	本庄市仁手 618	3,180	S59.3	60	5	1
5 旭小学校	本庄市都島 78	4,764	S46.4	255	10	3
6 北泉小学校	本庄市北堀 1871-1	5,202	S49.3	428	14	2
7 本庄南小学校	本庄市栄 3-6-24	5,682	S50.5	449	13	5
8 中央小学校	本庄市緑 1-16-1	7,408	S54.6	560	18	4
9 児玉小学校	本庄市児玉町児玉 1355-1	5,788	S49.7	449	13	3
10 金屋小学校	本庄市児玉町金屋 1116-1	3,748	S61.7	237	8	4
11 秋平小学校	本庄市児玉町秋山 2531	3,158	H04.2	100	6	2
12 本泉小学校	本庄市児玉町河内 660	2,631	S59.3	0	0	0
13 共和小学校	本庄市児玉町蛭川 895-1	4,024	H01.3	171	6	2
小学校 計				3,682	128	38
1 本庄東中学校	本庄市日の出 4-2-45	11,294	H27.2	398	12	4
2 本庄西中学校	本庄市千代田 4-3-1	7,858	S57.3	311	9	2
3 本庄南中学校	本庄市緑 3-13-1	10,564	S57.7	622	16	3
4 児玉中学校	本庄市児玉町八幡山 438	9,543	H21.7	478	12	5
中学校 計				1,809	49	14

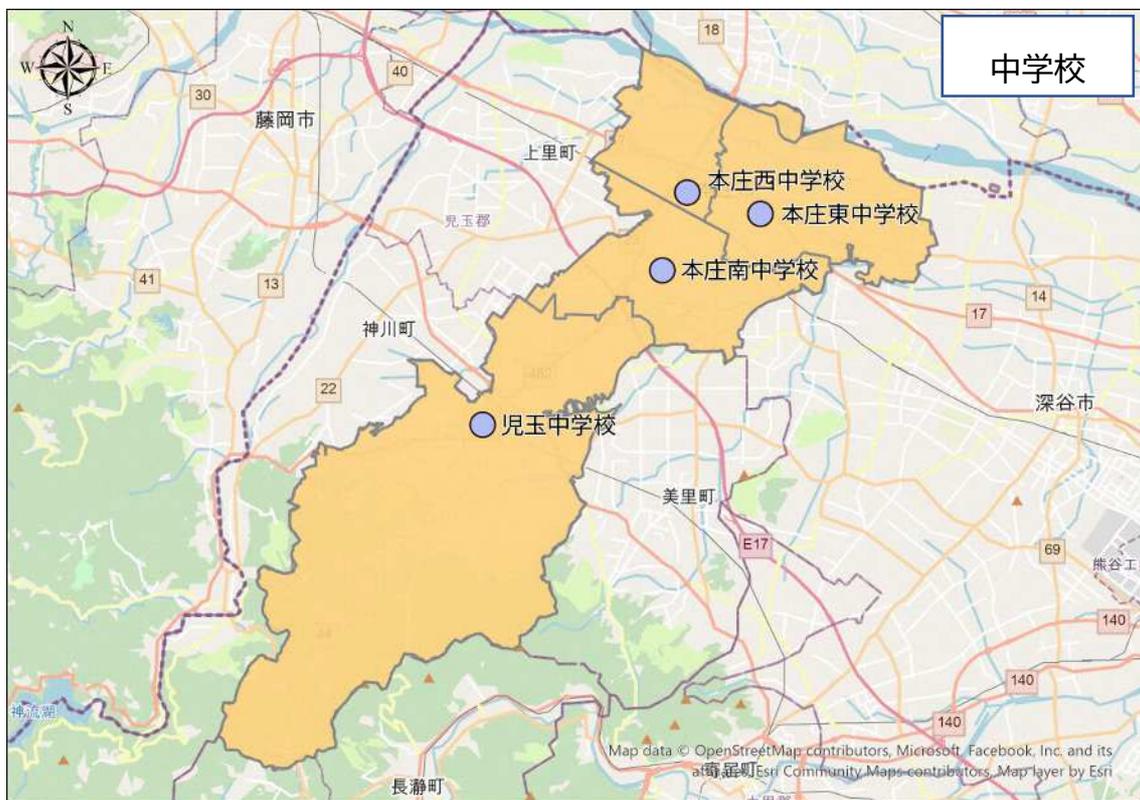
※令和 4 年 5 月 1 日時点の公立学校施設台帳に基づいて算出。

※延床面積は併設施設の面積を含む。

※建築年月は管理棟、普通教室及び特別教室棟で最も古い建物の建築年月を記載。

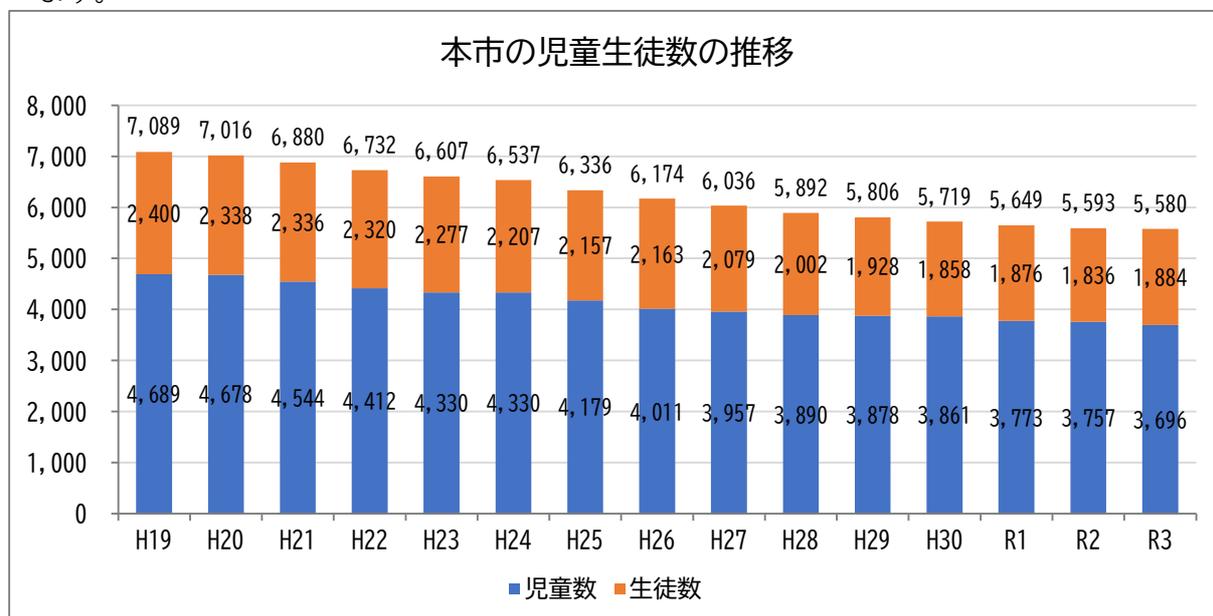
(2) 学校施設の配置状況

本庄市立小・中学校の配置状況及び学区は、以下の図のとおりです。



(3) 児童生徒数の推移

本庄市立小・中学校の児童生徒数の近年の推移を見ると、平成19年度から令和3年度までの15年間は、児童数は約21%（▲993人）、生徒数は約22%（▲516人）の減少となっています。



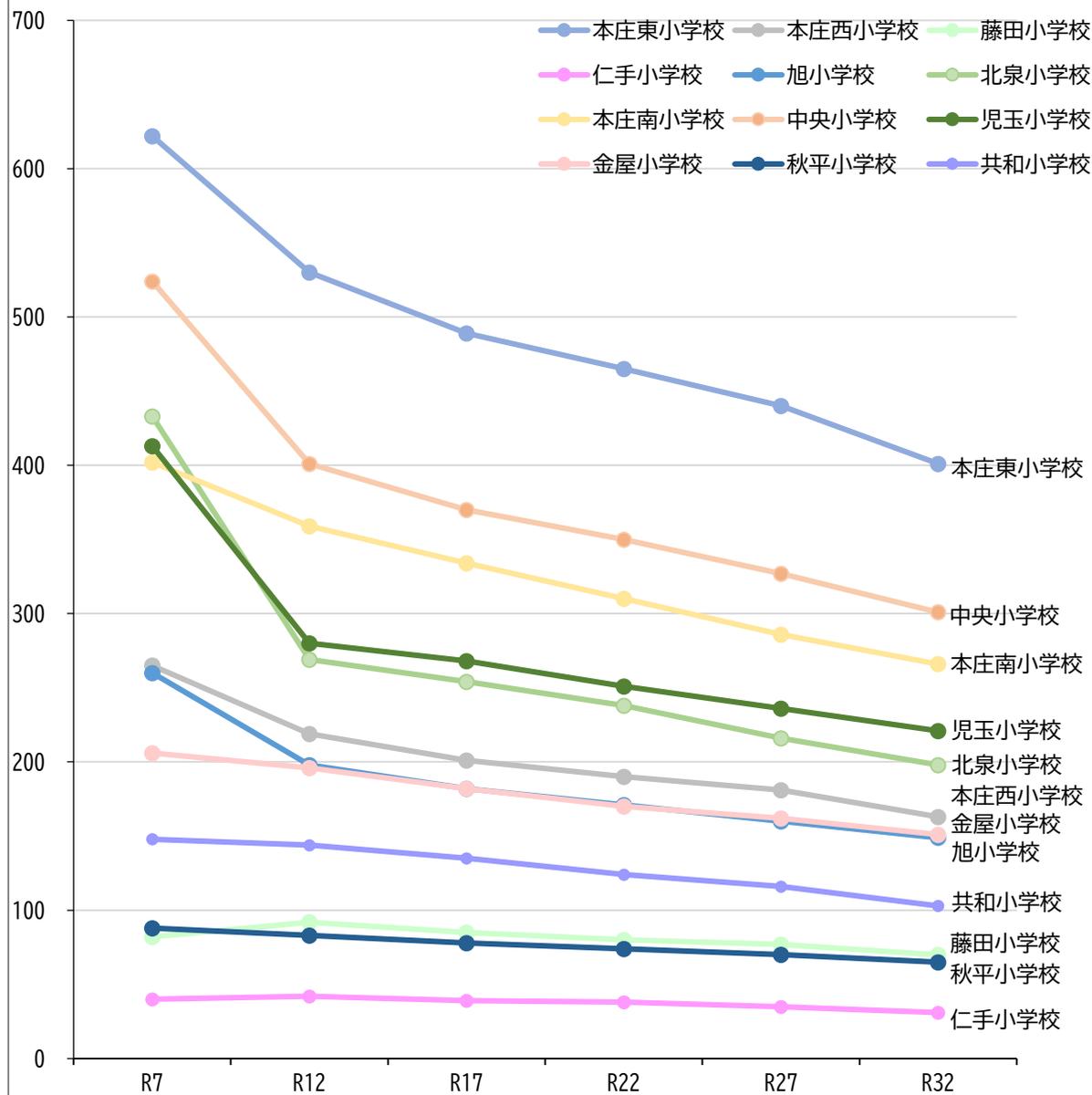
また、将来推計においても、いずれの小学校、中学校も今後更なる児童数・生徒数の減少が見込まれています。

小学校別児童数の推計	R7	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	622	530	489	465	440	401
本庄西小学校	265	219	201	190	181	163
藤田小学校	82	92	85	80	77	70
仁手小学校	40	42	39	38	35	31
旭小学校	260	198	182	171	160	149
北泉小学校	433	269	254	238	216	198
本庄南小学校	402	359	334	310	286	266
中央小学校	524	401	370	350	327	301
児玉小学校	413	280	268	251	236	221
金屋小学校	206	196	182	170	162	151
秋平小学校	88	83	78	74	70	65
共和小学校	148	144	135	124	116	103

※R7は令和4年5月1日時点の住民基本台帳に基づいて算出

※R12～32は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用して算出

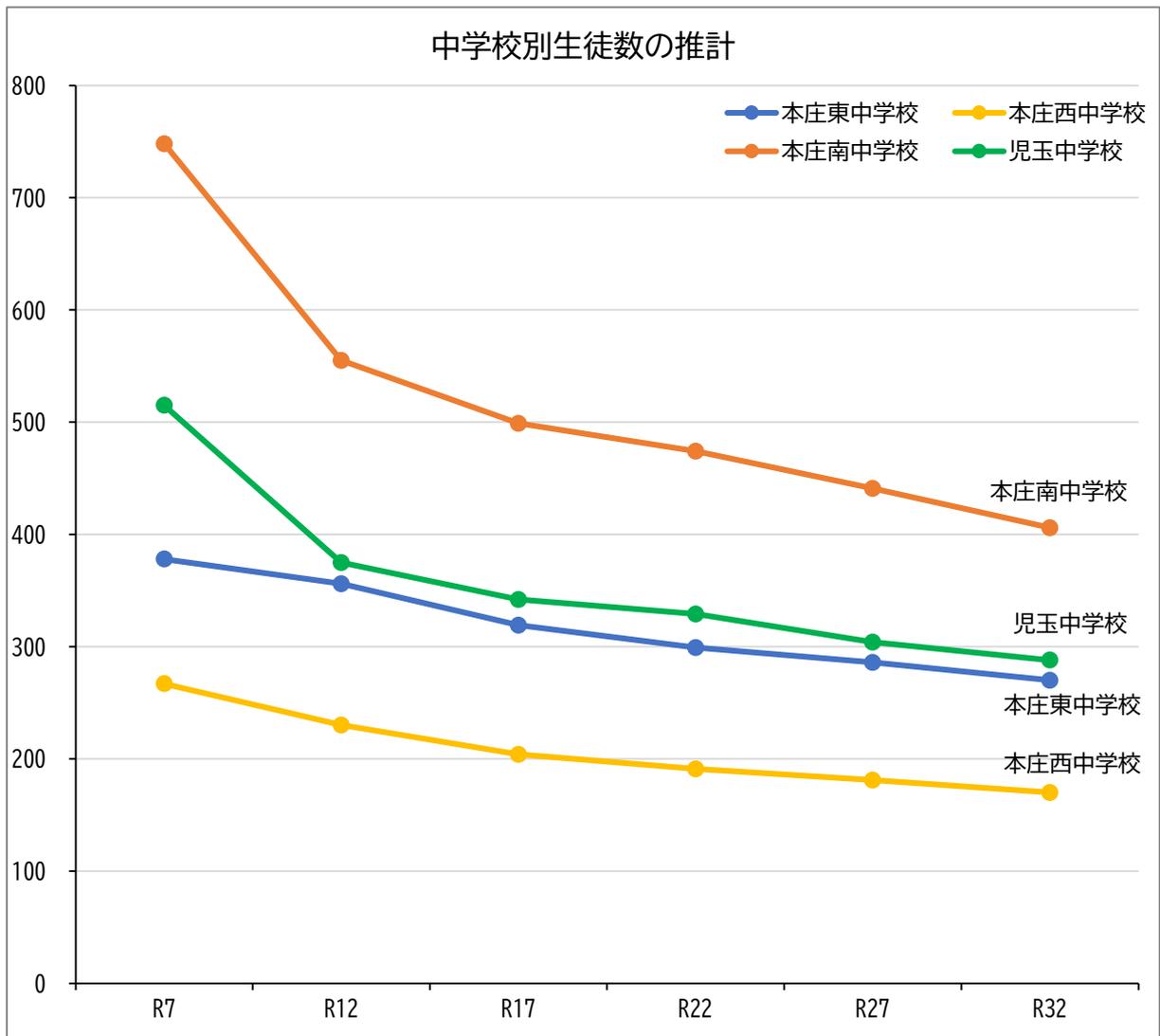
小学校別児童数の推計



中学校別生徒数の推計	R7	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東中学校	378	356	319	299	286	270
本庄西中学校	267	230	204	191	181	170
本庄南中学校	748	555	499	474	441	406
児玉中学校	515	375	342	329	304	288

※R7 は令和 4 年 5 月 1 日時点の住民基本台帳に基づいて算出

※R12～32 は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用して算出



(4) 学校規模（学級数）

①国における適正規模の考え方

全国的に学校の小規模化が進行する中で、文部科学省は、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、手引という。）」を策定しました。この手引で小・中学校の適正規模に関する考えを以下のように示しています。

【小・中学校の適正規模に関する国の考え】

少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1 学年 2 学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9 学級以上」とする。

小学校・・・各学年 2 学級～3 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）

※1 学年 2 学級以上

中学校・・・各学年 4 学級～6 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）

※少なくとも 9 学級以上

②本市における学級数の状況

本庄市立小・中学校の学級数は以下のとおりとなっており、先に示した国における適正規模に合致している学校は小学校が 6 校、中学校が 4 校となっています。

一方、適正規模に満たない学校は、複式学級のある小学校が 1 校、単学級のある小学校が 5 校となっています。

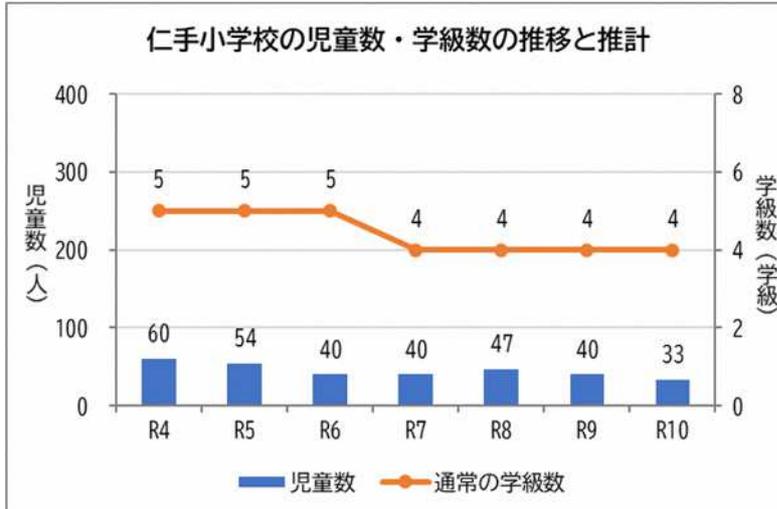
学校規模	標準学級数外	標準学級数内
	複式学級・単学級	クラス替えが可能な学級
小学校 (学級数)	仁手小学校(5) 藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(8) 旭小学校(10)	本庄西小学校(12) 本庄南小学校(13) 児玉小学校(13) 北泉小学校(14) 本庄東小学校(17) 中央小学校(18)
中学校 (学級数)	—	本庄西中学校(9) 本庄東中学校(12) 児玉中学校(12) 本庄南中学校(16)

※令和 4 年 5 月 1 日時点の公立学校施設台帳に基づいて算出

③標準学級数外の小学校別児童数・学級数の推移

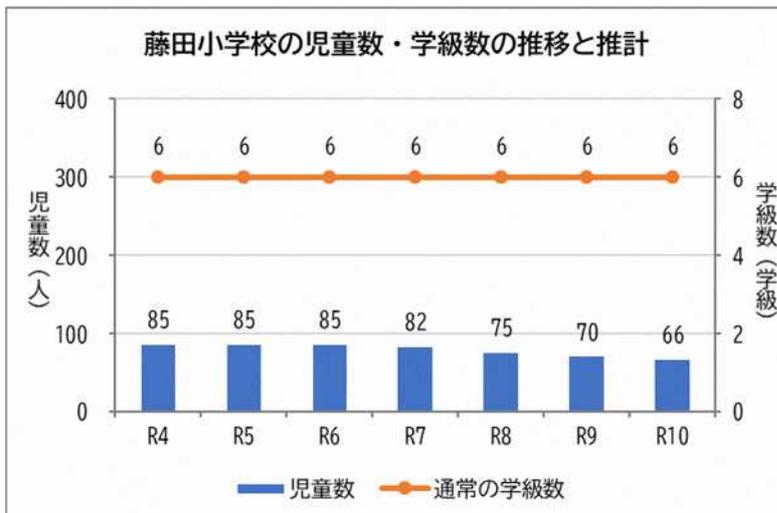
国が定める標準学級数外となっている小学校6校について、学校別に児童数及び学級数（通常の学級）の推移を整理しました。

なお、グラフの数値は本庄市に住民登録している0歳児から15歳児までの人口に基づいて算出した値となります。



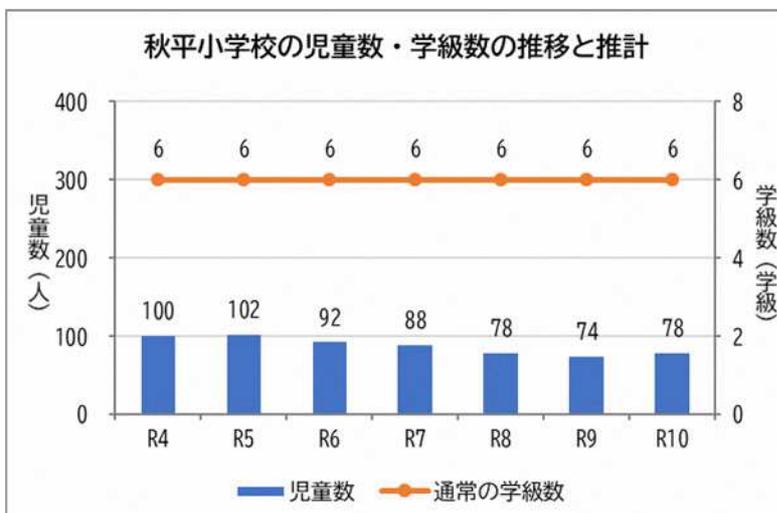
【現状：複式学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は令和10年には10人未満となる見込み
- ・令和7年度には複式学級が2学級となる見込み



【現状：単学級】

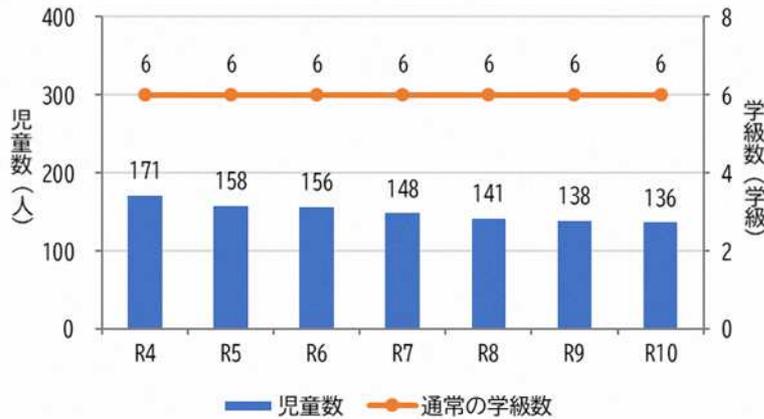
- ・令和7年以降に減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は14人程度から令和10年には11人程度となる見込み



【現状：単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は17人程度から令和10年には13人程度となる見込み

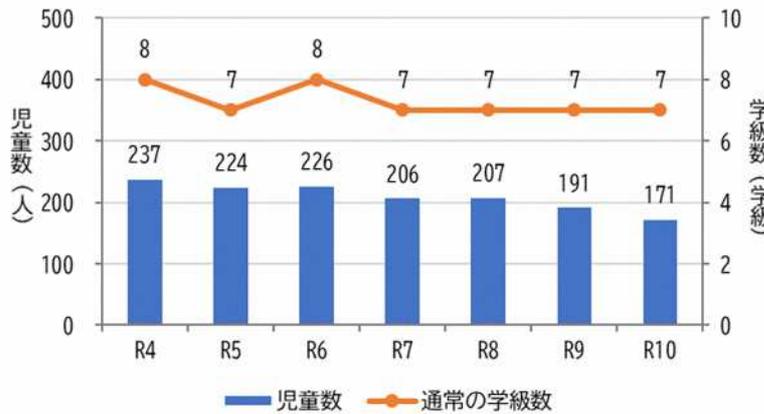
共和小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は29人程度から令和10年には23人程度となる見込み

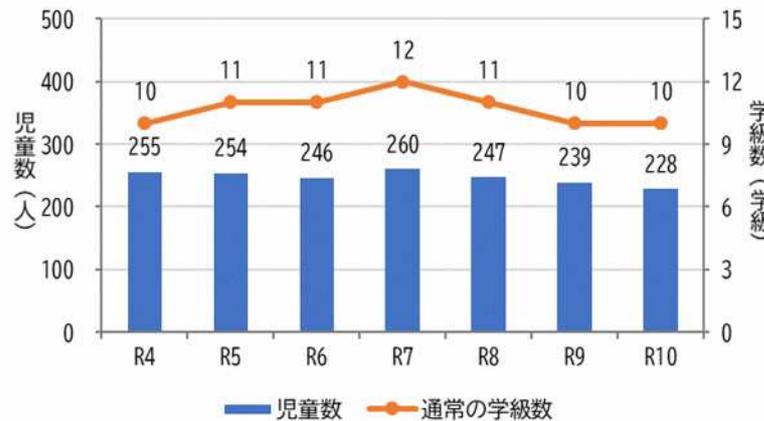
金屋小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：一部単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は30人程度から令和10年には25人程度となる見込み

旭小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：一部単学級】

- ・令和8年以降に単学級が増えていく見込み
- ・1学級当たりの児童数は26人程度から令和10年には23人程度となる見込み

3. 保護者・教員アンケート調査

(1) 調査概要

本庄市立小・中学校に就学している児童生徒及び、小学校未就学児（新入学児童）の保護者と教員を対象に、学校規模、学級数、通学距離及び時間、適正規模に関して重視すべき事項等の意識を把握し、集計・分析を経て「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の参考資料とするため、アンケート調査を令和4年9月に実施しました。

(2) 調査結果

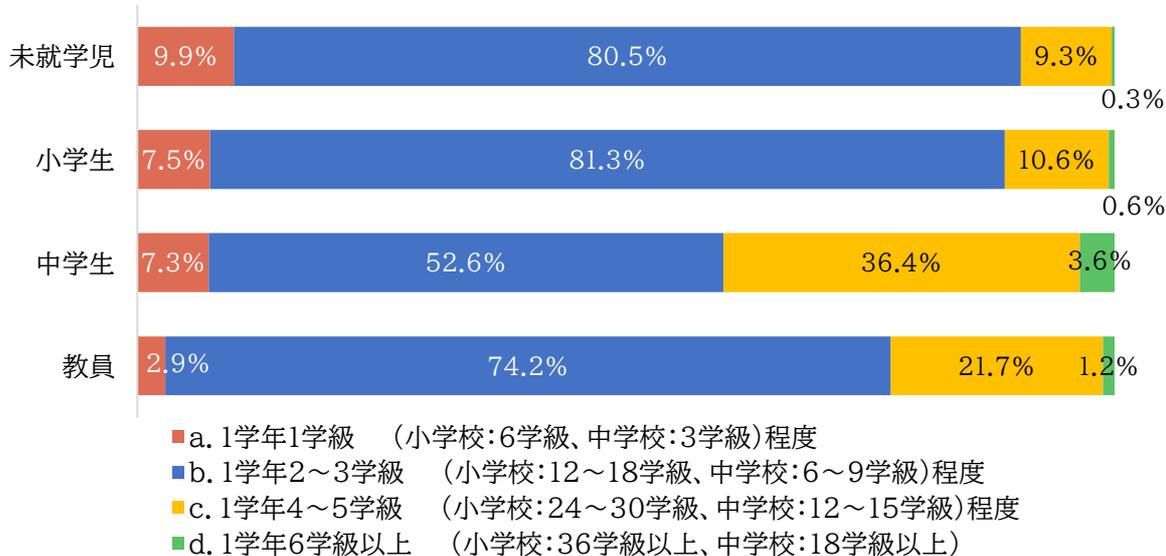
	教員	保護者
配布数	422	5,156
WEB アンケート回答数	241	1,585
紙面回答数	111	1,203
回答数合計	352	2,788
有効数	347	2,772
回答率	82.2%	53.8%

①望ましい学級数

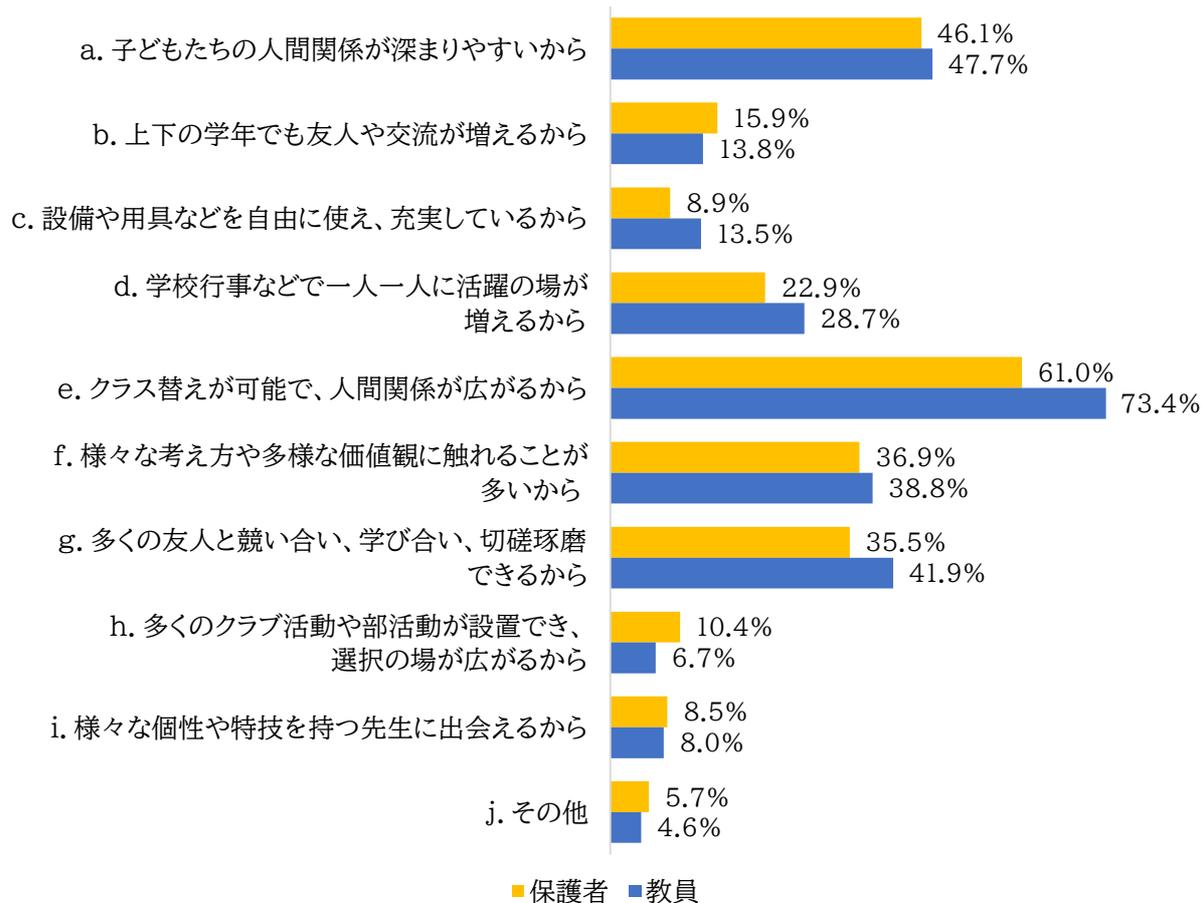
アンケート調査結果では、保護者・教員共に約7割の回答者が「1学年2～3学級程度(小学校:12～18学級、中学校:6～9学級)」が望ましいと回答しています。また、それ以上の学級数が良いと選択した人を合わせると、9割以上が標準学級は超えていたほうが良いと回答しています。

保護者の属性では、未就学児と小学生の保護者では概ね同様の傾向となっていますが、中学生の保護者では「1学年4～5学級(中学校:12～15学級)程度」の割合が3割を超えています。

なお、望ましい学級数の選択理由は、保護者、教員共に「クラス替えが可能で、人間関係が広がるから」が最も多く、保護者では6割、教員では7割を超えています。



四捨五入の都合上、合計が100%になっていません

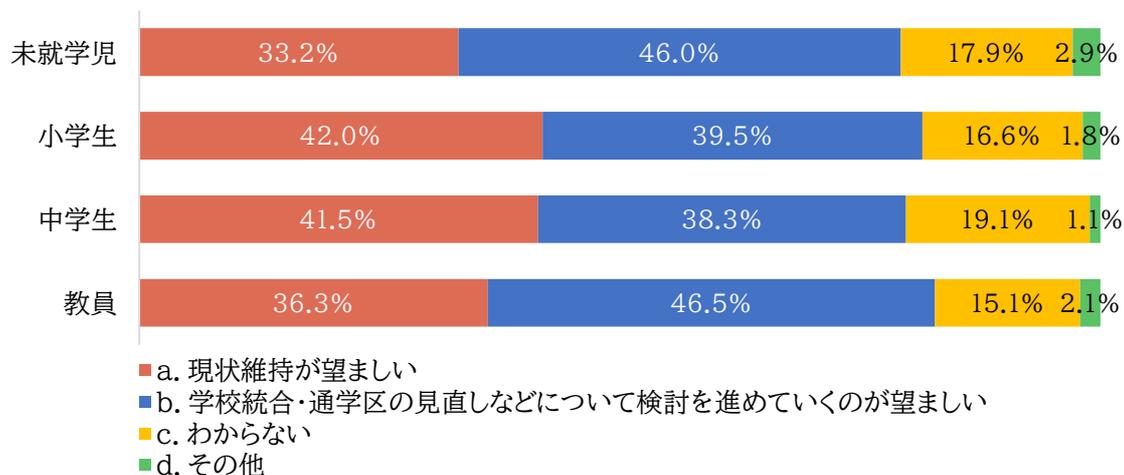


②児童生徒数が減少した場合の教育環境

小学生・中学生の保護者は「現状維持が望ましい」「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が約4割となっています。

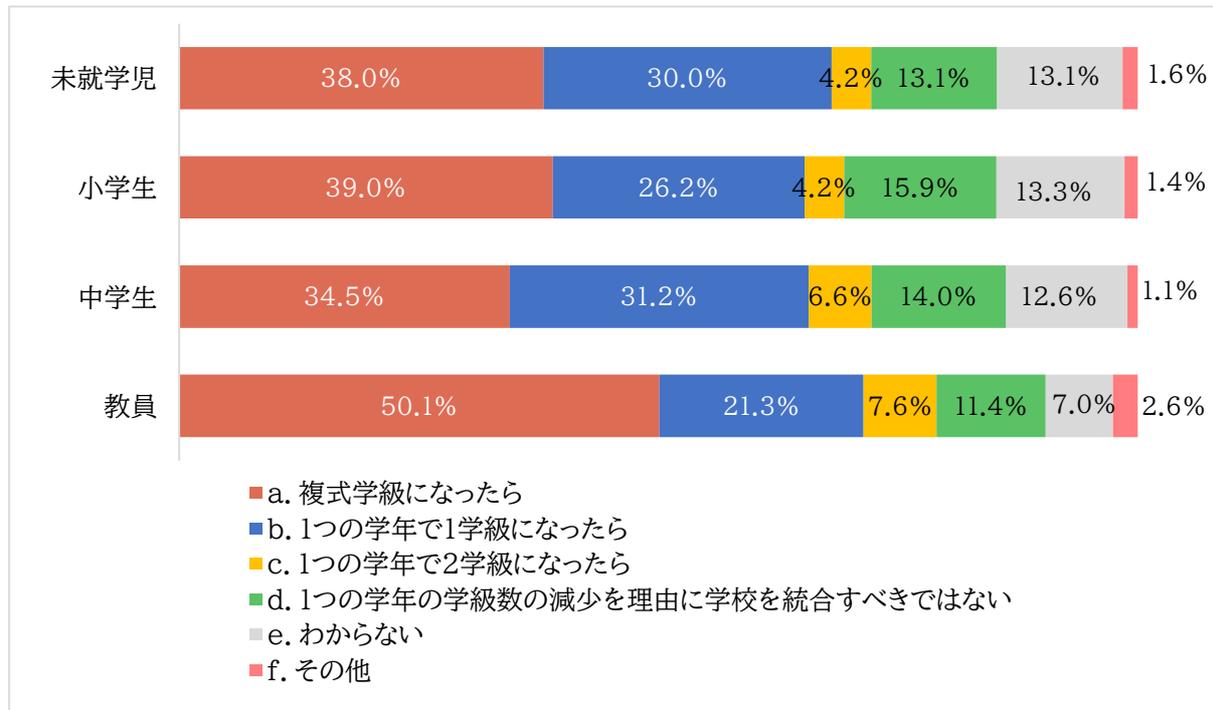
また、未就学児の保護者は「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の割合が小学生・中学生の保護者より多くなっています。

教員では、「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が4割を超えて最も多くなっています。



③学校統合の検討

学校統合の検討については、保護者・教員共に「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多くなっています。



最後にアンケート調査結果において、適正規模に関する設問の回答をまとめると以下のとおりとなります。

【小・中学校の適正規模に関する保護者・教員のアンケート調査結果のまとめ】

①学級数

- クラス替えが可能で、人間関係が広がるからなどの理由により、「1学年2～3学級程度（小学校：12～18学級、中学校6～9学級）」が最も多い。

②児童生徒数が減少した場合の教育環境

- 小中学生保護者は「現状維持」と「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が共に4割程度ある。
- 未就学児の保護者と教員では、小中学生の保護者と比較して「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の回答割合が高い。

③学校統合の検討

- 検討時期は「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多いが、「1つの学年の学級数の減少を理由に学校を統合すべきではない」の回答もある。

4. 本庄市における適正規模の基本的な考え方

(1) 学校の適正な規模について

①小規模校

小・中学校が小規模校となった場合、学校運営や教育活動等に様々な影響を及ぼすと考えられます。以下に、児童生徒側、教職員側、保護者側に分け、小規模校のメリットとデメリットについてまとめました。

【小規模校のメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい・異学年間の縦の交流が生まれやすい・学校行事等において児童生徒一人一人の活躍する場が多くなる
教職員側	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒一人一人の理解をはじめ、学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい・学校が一体となって活動しやすい・施設、設備の利用時間等の調整がしやすい・保護者や地域社会との連携がとりやすい
保護者側	<ul style="list-style-type: none">・学校や地域社会との連携がとりやすい

【小規模校のデメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none">・日々の学校生活の中で、多様な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる・クラス替えが困難なため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい・クラブ活動・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
教職員側	<ul style="list-style-type: none">・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・切磋琢磨する環境が作りにくい・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる
保護者側	<ul style="list-style-type: none">・PTA活動等における保護者一人一人の負担が大きくなる

②複式学級

「複式学級」とは、異なる学年の児童・生徒を1つの学級に編制した学級のことです。

なお、文部科学省では、学級編制の考え方を「原則として学級は同学年の児童生徒で編制するもの」としていますが、「ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他の特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる」としています。

また、小学校では、二つの学年の児童で編制する学級を16人（ただし、第1学年児童を含む場合は8人）、同様に中学校では8人を標準として、都道府県教育委員会がその基準を定めています。ただし、児童生徒の実態を考慮し、特に必要があると認める場合については、標準を下回る人数で学級を編制してもよいとされています。

③小規模特認校制度

本庄市では、少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を活かした体験活動など、特色ある教育を行う仁手小学校を小規模特認校として指定し、一定条件の下、市内全域から入学を認める制度を平成31年4月より実施しています。令和4年度までに8名の児童が本制度を利用しましたが、複式学級の解消には至っていません。

④公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、令和3年4月1日から、学級編制の標準が引き下げられました。この改正により、小学校の学級編制の標準が現行の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げられ、令和3年度から令和7年度までの間に、小学校第2学年から第6学年までが段階的に1学級35人編制となります。

（2）小中連携教育について

小中連携教育とは、小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のことです。

①義務教育学校

義務教育学校とは、平成28年に新設された学校教育制度であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のことです。

義務教育学校の修業年数は9年間となり、9学年の校務を1人の校長が所掌します。

なお、前期課程（1～6年生）と後期課程（7～9年生）に分かれ、前期課程は小学校学習指導要領に沿った教育、後期課程は中学校学習指導要領に沿った教育を受けることとなります。

教育の点では、9年間を通じた教育課程の編成により、小学校教育から中学校教育への円滑な接続が期待できる一方、児童のリーダーシップや自主性を養う機会の減少などの課題が考えられます。

教職員組織の点では、小・中学校で教職員が別々に行っていた事務を、一人の校長の下で一体的に行える一方、小・中学校の教員免許状を併有する教員の確保が課題となります。

施設の点では、施設一体型でないと義務教育学校のメリットが十分に発揮されないという課題があります。

②小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校（以下、小中一貫校という）は、既にある小学校と中学校を組み合わせて一貫教育を行う学校のことです。

小中一貫校の修業年数は小学校6年間と中学校3年間となり、それぞれの学校に校長と教職員組織があります。

小中一貫校の施設形態としては、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」が挙げられます。

※義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれの形態も、小学校から中学校への円滑な接続（中1ギャップの解消、学力向上など一貫した取組）が期待できますが、教育課程の編成に研究準備期間が必要になります。

（3）本庄市教育委員会の考え方

①教育の機会均等を確保すること

- ・義務教育として提供する学校施設・設備・教職員の配置、学級編制などの教育諸条件については、教育の機会均等の観点から、その公平性を確保するよう努力する必要があります。

②多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること

- ・児童生徒を多様な考え方に触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性や規範意識が高まるとともに、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで学力、体力が育まれることが期待できます。
- ・クラス替えにより、新たな人間関係を構築する中で、コミュニケーション能力を高めることができるとともに、クラス替えを契機として意欲を新たにすることが期待できます。

③一定の教員数の確保が可能な規模であること

- ・教員相互の研修や校務分掌の適正化により、教員の負担軽減が期待できます。

④1学級当たりの人数について

- ・1学級当たりの人数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で規定する学級編制の標準と異なる場合は、埼玉県教育委員会で採用された教員とは別に、新たに必要となる教員を本市が独自に採用する必要があることから、新たな財政負担が生じるため、財源の確保が課題となります。また、人事面においても教員の質の確保が課題となることから、本市としては国の基準に沿った学級編制が望ましいと考えます。

⑤新たな学校の在り方について

- ・義務教育学校や小中一貫校については、統廃合と決定された場合には、その導入についても検討が必要であるので、先進事例等の調査に努め、研究準備を進めていくことが必要であると考えます。

(4) 本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方

前述の考え方を踏まえて、今回実施したアンケート結果を参考とした結果、本庄市における小・中学校の適正規模は、おおむね国の示す適正規模の考え方と同様、以下のとおりとします。

【本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方】

少子化の進行が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

小学校：各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

中学校：各学年3学級～6学級（全学年合計9学級～18学級）

5. 本庄市における適正配置の基本的な考え方

(1) 本庄市教育委員会の考え方

小規模校と大規模校では互いにメリットやデメリットがありますが、本庄市教育委員会としては、①教育の機会均等を確保すること、②多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること、③一定の教員数の確保が可能な規模であること、の観点から複式学級及び単学級の学年が生じることが予想される場合には、こうした状況を解消し、規模の適正化を図る必要があると考えます。

規模の適正化を図る方法としては、通学区域の見直しや学校の統合の検討が挙げられます。

本市としては、地理的特性を踏まえ、中学校については、現在の4校体制を維持していくことが望ましいと考えます。

ただし、小学校については、休校中の学校があること、また複式学級となっている学校があることや児童数の推移・将来推計結果を踏まえ、4中学校の体制を維持しながら、小学校の適正配置を検討していく必要があると考えます。

(2) 本庄市立小・中学校の適正配置の基本的な考え方

本庄市立小・中学校の適正配置を考える上で、通学距離については、国の示す適正配置の考え方と同様、以下のとおりとします。

【本庄市立小・中学校の適正配置の基本的な考え方】

通学距離：小学校はおおむね4 Km以内

中学校はおおむね6 Km以内

通学時間：おおむね1時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

6. 適正規模及び適正配置の具体的な進め方

(1) 検討基準について

学校の適正規模化を図るためには、通学区域の見直しや、学校統合の検討を行うことが必要となります。検討を行うに当たり、次に示した基準に該当する場合に適正規模化の検討を行います。

①小学校

複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、適正規模化の検討を行う
単学級の学年が見込まれる場合	将来の児童数を考慮した上で、適正規模化の検討を行う

②中学校

複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、適正規模化の検討を行う
全学年で2学級以下が見込まれる場合	将来の生徒数を考慮した上で、適正規模化の検討を行う

(2) 方策について

適正規模及び適正配置の方策としては、基本的にまずは通学区域の見直しを行い、問題が解消されない場合は統合の検討を行います。

①通学区域の見直し

通学区域の見直しに当たっては、通学路の安全、通学距離、児童生徒数、地域との関係について配慮して検討します。

②学校統合

学校の統合は対象の学校の規模に関わらず、対等な関係が望ましいと考えます。

(3) 配慮事項について

①情報提供・共有

適正規模及び適正配置の方策を決定するにあたっては、保護者や学校運営協議会などの学校関係者、地域の皆様を始め、広く情報を提供しながら進めていきます。

②地域やまちづくりとの連携

適正規模及び適正配置の方策を実施していくにあたっては、これまでの学校施設の地域での役割や地域と培ってきたつながり等を十分考慮するとともに、本市のまちづくりや公共施設の在り方を踏まえ、総合的に検討を行っていくこととします。

③児童の心のケアと安全等について

学校の再編成においては、児童が円滑な学校生活を送れるよう、心のケアや安全対策等に努めます。

④適正規模及び適正配置の推進による教育環境の向上について

適正規模及び適正配置の推進に当たっては、対象となる学校施設の状況や、「本庄市公共施設維持保全計画（以下、維持保全計画という。）」で予定されている大規模改修事業等の実施時期を踏まえ、総合的に決定します。これにより、適正規模及び適正配置の検討を行う学校については、実施が予定されている大規模改修事業等を見直し、限られた財源をより有効に活用するため、統合後の新たな学校に対し、適切な集中投資による教育環境の機能向上を図っていきます。

3. 本庄市立小・中学校の教育環境の向上について

令和6年7月20日～8月25日開催
「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の資料より

本庄市立小・中学校の 教育環境の向上について



HONJO CITY 

2

はじめに

HONJO CITY 

全国的な少子化による学校の小規模化が進行する中、児童生徒を取り巻く社会の状況は様々に変化しており、学校では学習意欲の低下や学校生活の不適應など、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化しています。

このような中、学校においては、校種間の枠を超え、複数の学校段階で連携して課題解決に当たることがより一層求められています。

一方、本市の学校施設は、昭和40年代から平成初頭にかけて建築されたものが多く、老朽化が進行する中、一斉に改修の時期を迎えています。改修に当たっては、児童生徒数の減少をはじめ、学習指導要領の改訂に伴う学習内容や学習形態の多様化、災害時を見据えた防災機能の強化等、新たな社会的要請にも対応していかなければなりません。

このような中、本庄市教育委員会では、児童生徒が自らの人生を切り開き、自立できるよう確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するために、市の財政状況を考慮しながら、本市の子どもたちの教育環境の整備について、最優先に進めていきたいと考えます。

本庄市の教育の現状と課題

HONJO CITY



- ◆ 少子化の影響による児童生徒の減少
- ◆ 学校施設の老朽化
- ◆ 不登校児童生徒数の増加
- ◆ 児童生徒の学力の育成

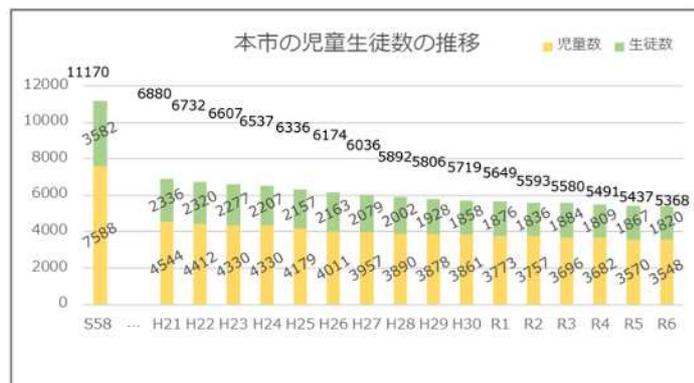
児童生徒の減少①

HONJO CITY



【児童生徒数の推移】

全国的に児童生徒数は年々減少しており、本市でも**児童生徒数は昭和58年度のピーク時から半数以下**となっています。また、直近の15年間では、児童生徒数は約22%減少しています。



【児童数の将来推計】

将来推計では、いずれの小学校でもさらなる児童数の減少が見込まれます。

特に、**児童数が少ない学校では、将来推計よりも早いペースで児童数が減少**しています。

児童数の推計	住民基本台帳による児童数※1		将来推計による児童数※2				
	R6	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	627	539	530	489	465	440	401
本庄西小学校	262	205	219	201	190	181	163
藤田小学校	84	75	92	85	80	77	70
仁手小学校	45	39	42	39	38	35	31
旭小学校	249	221	198	182	171	160	149
北泉小学校	419	325	269	254	238	216	198
本庄南小学校	407	338	359	334	310	286	266
中央小学校	535	463	401	370	350	327	301
児玉小学校	453	281	280	268	251	236	221
金屋小学校	222	154	196	182	170	162	151
秋平小学校	91	64	83	78	74	70	65
共和小学校	154	117	144	135	124	116	103

※1 R6.5.1時点の住民基本台帳に登録されている子どもの数を学校区分に抽出して算出
 ※2 国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値を採用して算出

児童生徒の減少②

HONJO CITY



令和5年度と将来推計により算出した令和17年度の本庄市立小学校の通常学級数は以下のとおりになります。今後、児童数の減少とともに、**複式学級の数や単学級の学校が増えていく**ことが予測されます。

なお、仁手小学校では平成31年度より小規模特認校制度を実施していますが、令和5年度時点で複式学級の解消には至っていません。

令和5年度

学校規模	小規模校		標準規模校	
	複式学級	単学級	クラス替えが可能な学級	
小学校(通常学級数)	仁手小学校(5)	藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(7) 旭小学校(11)	本庄西小学校(12) 児玉小学校(13) 本庄東小学校(17)	本庄南小学校(13) 北泉小学校(15) 中央小学校(18)

令和17年度(将来推計児童数より算出)

学校規模	小規模校		標準規模校	
	複式学級	単学級	クラス替えが可能な学級	
小学校(通常学級数)	仁手小学校(4)	藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(6) 旭小学校(6) 本庄西小学校(6)	児玉小学校(12) 本庄東小学校(18)	本庄南小学校(12) 北泉小学校(12) 中央小学校(12)

※赤字は学級数が減少する学校

児童生徒の減少③

HONJO CITY



【学校の小規模化による影響】

下の表のとおり、小規模校には小規模校の良さがありますが、その一方、課題もあります。特に複式学級が生じたり、同級生が数名のみになるなど、**児童生徒数が少なくなればなるほど、課題が大きくなっていきます。**

【小規模校のメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい 異学年間の縦の交流が生まれやすい 学校行事等において児童生徒一人一人の活躍する場が多くなる
教職員側	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の理解をはじめ、学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい 全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい 学校が一体となって活動しやすい 施設、設備の利用時間等の調整がしやすい 保護者や地域社会との連携がとりやすい
保護者側	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域社会との連携がとりやすい

【小規模校のデメリット】

児童生徒側	<ul style="list-style-type: none"> 日々の学校生活の中で、多様な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる クラス替えが困難なため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい クラブ活動・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
教職員側	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい 教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いきにくい 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・切磋琢磨する環境が作りにくい 一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる
保護者側	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動等における保護者一人一人の負担が大きくなる

本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)より抜粋

学校施設の老朽化

HONJO CITY



本市の学校施設は、昭和40年～平成初頭に建てられたものが多く、校舎の改修時期を迎えています。校舎の改修は、今後40年以上使用するための長寿命化改修となるため、**将来の児童生徒数を考慮した上で、計画的な改修**が必要です。

また、学校プール施設も、昭和30年代から40年代に設置されており、校舎同様に老朽化が進行しています。

小学校校舎の建築年月

学校名	建築年月※	学校名	建築年月	学校名	建築年月
本庄東小学校	昭和60年3月	本庄南小学校	昭和50年5月	共和小学校	平成元年3月
本庄西小学校	昭和53年8月	中央小学校	昭和54年6月	本庄東中学校	平成27年2月
藤田小学校	昭和53年3月	児玉小学校	昭和49年7月	本庄西中学校	昭和57年3月
仁手小学校	昭和59年3月	金屋小学校	昭和61年7月	本庄南中学校	昭和57年7月
旭小学校	昭和46年4月	秋平小学校	平成4年2月	児玉中学校	平成21年7月
北泉小学校	昭和49年3月	本泉小学校	昭和59年3月		

※建築年月は管理棟、普通教室及び特別教室で最も古い建物の建築年月を記載。

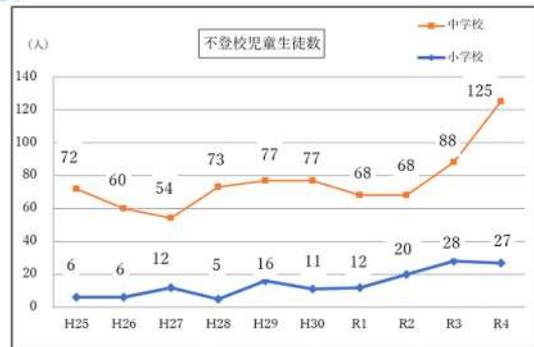
不登校児童生徒数の増加

HONJO CITY



不登校児童生徒数は全国的に増加しており、本市でも対応が求められる重要な課題です。

特に、中学進学後の学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、**不登校が増加する等、いわゆる中1ギャップと呼ばれる学校生活への不適応状態が増加傾向**にあり、その解消が喫緊の課題となっています。



令和5年度教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書より抜粋

本市の不登校対策（つながり支援の充実・居場所づくり）	
学校内	学校外
<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある学校・学級づくり <ul style="list-style-type: none"> 学習活動の充実 児童生徒の状況把握 不登校等の懸念がある生徒の早期発見・対応 児童生徒へのアンケート調査 ○校内教育支援センター「アシストルーム」 <ul style="list-style-type: none"> 学習計画に基づいた支援 リラックススペースの活用 面談（さわやか相談員・スクールカウンセラー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センター 発達教育支援センター（すきっぷ） 児童相談所 警察 民間フリースクール等 ○教育支援センター「ふれあい教室」 <ul style="list-style-type: none"> 学習計画に基づいた支援 体験活動の実施 運動を取り入れた生活改善 面談（相談員）



児童生徒の学力の育成①

【全国学力・学習状況調査及び結果】

文科省では全国学力・学習状況調査にて、小学校6年生と中学校3年生を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学、英語)及び生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施しています。

本市は、教科に関する調査では、国や県の平均正答率を下回っていますが、質問紙調査は、自己肯定感や学習意欲に関する多くの質問事項で国や県の平均値を上回っています。

質問紙調査結果

(質問事項の 小学校59項目、中学校72項目からの抜粋)

「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」を合わせた値 (単位：%)

質問事項		小学校6年生	中学校3年生
自分には、よいところがある と思いますか。	本庄市	◎86.3	82.1
	埼玉県	85.6	82.4
	国	83.5	80.0
将来の夢や目標を持っていま すか。	本庄市	◎86.9	◎71.3
	埼玉県	82.7	67.8
	国	81.5	66.3
自分と違う意見について考え るのは楽しいと思いますか。	本庄市	◎81.6	79.0
	埼玉県	78.8	79.3
	国	76.5	77.6
先生は、授業やテストで間違 えたところや、理解していな いところについて、分かるま で教えてくれていると思いま すか。	本庄市	◎96.2	◎94.5
	埼玉県	94.8	91.8
	国	93.0	88.9
困りごとや不安がある時に、 先生や学校にいる大人にいつ でも相談できますか。	本庄市	◎75.9	70.6
	埼玉県	72.2	70.9
	国	68.5	66.4

令和5年度 教科に関する調査結果

教科ごとの平均正答率 (単位：点)

教科		小学校 6年生	中学校 3年生
国語	本庄市	66.0	67.0
	埼玉県	68.0	71.0
	国	67.2	69.8
算数・ 数学	本庄市	59.0	47.0
	埼玉県	62.0	52.0
	国	62.5	51.0
英語	本庄市		42.0
	埼玉県		46.0
	国		45.6



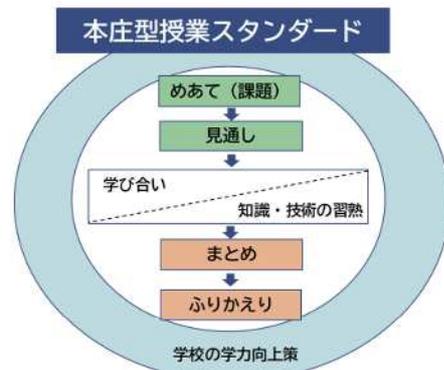
児童生徒の学力の育成②

【確かな学力の育成】

基礎的な知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を「**確かな学力**」として、本市ではこの育成を基本方針の1つとしています。

【学力向上の取り組み】

この確かな学力を育成するため、「**本庄型授業スタンダード**」を設定し、**授業の進め方を全小中学校で統一して授業改善**を実施しています。この授業改善を進めることで、何をどのように学ぶかを明確にし、主体的で対話的な深い学びにより、学習内容の確実な定着を図っています。



めあて(課題)	何を学ぶかの確認
見通し	自分としての学習の予測
学び合い	主体的・対話的で深い学び
知識技能の習熟	思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成
まとめ	学んだ内容や方法の整理や確認
ふりかえり	自分の学びの捉えなおし

また、小中学校の教員による学力向上推進委員会を中心とした様々な取り組みの結果、**本市の児童生徒の学力は少しずつ向上**していますが、一方で**学年が上がるにつれて、自己肯定感や学習意欲が下がる**といった全国共通の課題もあります。引き続き効果のある取り組みを継続するとともに、確かな学力の育成に向けた新たな方策について、検討する必要があります。



本庄市の新しい教育環境の整備（案）



新しい教育環境の整備

本庄市教育委員会では、教育水準の維持・向上等、子どもたちにとって健やかな学習空間を実現するため、将来にわたって学校教育に支障のない児童数の確保と新しい教育環境の整備を進めていきます。



学校規模の適正化①

HONJO CITY



【公共施設等マネジメント推進審議会学校部会設置】

少子化が更なる進行が予想される中、将来の子どもたちにとって望ましい学習環境、地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模について検討しました。

【保護者・教員を対象としたアンケートの集計】

本庄市立小・中学校の**児童生徒及び小学校未就学児の保護者と教員を対象に**、学校規模や教育環境等についての意見を集計・分析し、学校部会で検討する際の参考としました。

【小・中学校の適正規模に関する保護者・教員のアンケート調査結果のまとめ】

①学級数

クラス替えが可能で、人間関係が広がるからなどの理由により、「1学年2～3学級程度(小学校:12～18学級、中学校:6～9学級)」が最も多い。

②児童生徒数が減少した場合の教育環境

小中学生保護者は「現状維持」と「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が共に4割程度ある。

未就学児の保護者と教員では、小中学生の保護者と比較して「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の回答割合が高い。

③学校統合の検討

検討時期は「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多いが、「1つの学年の学級数の減少を理由に学校を統合すべきではない」の回答もある。

学校規模の適正化②

HONJO CITY



【本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)】

本市における小・中学校の適正規模を学校部会で審議した結果、アンケート結果と国の手引を踏まえ、「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)」を作成しました。

【本庄市における小・中学校の適正規模の基本的な考え方】

少子化の進行が予想される中、**望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。**

小学校:各学年2学級～3学級(全学年合計12学級～18学級)

中学校:各学年3学級～6学級(全学年合計9学級～18学級)

【本庄市における小・中学校の適正配置の基本的な考え方】

通学距離:小学校はおおむね4Km以内

:中学校はおおむね6Km以内

通学時間:おおむね1時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

学校規模の適正化③

【学校規模適正化の検討】

HONJO CITY



本庄東中学校区

- 3校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	人数	627	621	597	592	582	581	539	530	489	465	440	401
	学級数	20	20	19	19	19	19	18	18	18	18	18	12
藤田小学校	人数	84	82	80	77	78	73	75	92	85	80	77	70
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仁手小学校	人数	45	45	54	48	39	44	39	42	39	38	35	31
	学級数	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4

- 藤田小学校と仁手小学校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
藤田小学校	人数	129	127	134	125	117	117	114	134	124	118	112	101
仁手小学校	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- 3校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	人数	756	748	731	717	699	698	653	664	613	583	552	502
藤田小学校	学級数	24	24	24	23	23	23	22	24	18	18	18	18
仁手小学校		24	24	24	23	23	23	22	24	18	18	18	18

学校規模の適正化④

HONJO CITY



児玉中学校区

- 4校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	453	436	405	362	341	329	281	280	268	251	236	221
	学級数	16	15	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12
金屋小学校	人数	222	203	206	194	180	174	154	196	182	170	162	151
	学級数	10	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6
秋平小学校 (本泉小学校)	人数	91	87	78	78	84	71	64	83	78	74	70	65
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
共和小学校	人数	154	148	145	147	146	133	117	144	135	124	116	103
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- 2校ずつ統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	607	584	550	509	487	462	398	424	403	375	352	324
共和小学校	学級数	18	18	17	16	15	14	13	13	12	12	12	12
金屋小学校	人数	313	290	284	272	264	245	218	279	260	244	232	216
秋平小学校	学級数	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	544	523	483	440	425	400	345	363	346	325	306	286
秋平小学校	学級数	18	18	17	16	15	14	12	12	12	12	12	12
金屋小学校	人数	376	351	351	341	326	307	271	340	317	294	278	254
共和小学校	学級数	13	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12

学校規模の適正化⑤

HONJO CITY



- 4校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)						社人研の将来推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 共和小学校	人数	920	874	834	781	751	707	616	703	663	619	584	540
	学級数	30	28	27	26	25	23	20	24	24	18	18	18

本庄西中学校区

- 2校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)						社人研の将来推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄西小学校	人数	262	263	259	253	248	228	205	219	201	190	181	163
	学級数	12	12	12	12	12	11	10	12	6	6	6	6
旭小学校	人数	249	261	249	244	237	224	221	198	182	171	160	149
	学級数	11	12	11	11	11	10	10	6	6	6	6	6

- 2校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)						社人研の将来推計					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄西小学校 旭小学校	人数	511	524	508	497	485	452	426	417	383	361	341	312
	学級数	18	18	17	17	17	16	15	12	12	12	12	12

学校規模の適正化⑥

HONJO CITY



【学校規模適正化の進め方】

学校規模の適正化は、「**中学校区単位**」で、「**複式学級の解消**」を優先して行います。

中学校区	学校規模	小学校(通常学級数)	適正化内容(案)	統合場所(案)	統合年度(案)
本庄東中学校	小規模校	仁手小学校(5)藤田小学校(6)	本庄東小学校・藤田小学校・仁手小学校の3校を統合 ※1	本庄東小学校	令和13年度
	標準規模校	本庄東小学校(17)			
本庄西中学校	小規模校	旭小学校(11)	本庄西小学校と旭小学校の2校を統合	本庄西小学校	令和21年度
	標準規模校	本庄西小学校(12)			
本庄南中学校	標準規模校	本庄南小学校(13) 北泉小学校(15) 中央小学校(18)	適正規模のため現状維持	-	-
児玉中学校	小規模校	秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(7) ※2	児玉小学校・金屋小学校・秋平小学校・共和小学校の4校を統合	未定 ※3	令和18年度
	標準規模校	児玉小学校(13)			

※1 仁手小学校の小規模特認校制度は、複式学級の解消を目的として、学校統合まで継続します。

※2 秋平小学校には、休校中の本泉小学校を含めます。

※3 児玉中学校区で最大の教室数を保有する児玉小学校の校舎でも、統合後の学級数を収容する教室数が不足します。そのため、児玉小学校を増築する場合と新たな場所で新築することについて、比較検討します。

学校規模の適正化⑦



【学校規模の適正化による効果と課題への対応】

効果(メリット)

- 多様な考えに触れ、より自らの個性や学力、体力を伸長させることができます。
- 男女比のバランスや児童・教員等の人間関係に配慮した学級を編制しやすくなります。
- クラブ活動や委員会活動等、多様な選択が可能となります。
- 経験年数や専門性などバランスの取れた教員の配置を行うことができます。
- PTA活動等の保護者の負担が軽減できます。
- 限られた財源を集中投資することにより、教育環境向上の整備を行えます。

課題(デメリット)

- 児童によっては、統合により通学距離が長くなります。
(対応) 統合により徒歩での通学が困難な児童に対して、**通学用バスを導入**します。
- 児童によっては、学校が変わることによる環境変化に適応できないことが心配されます。
(対応) 児童が円滑な学校生活を送れるように、統合年度を考慮して、**統合対象校の児童同士が交流する機会**を設けます。また、統合後の学校には、**統合前の学校に勤務していた教員を配置**したり、**スクールカウンセラーによる支援等**、児童の心のケアに努めます。

学校規模の適正化⑧



【統合準備委員会の設置】

学校の統合に向けて、学校名や校歌、通学方法など様々な事項を検討し、決定していく必要があります。**統合する学校関係者や地域の住民の皆様と一緒に、新たな学校を設立する準備を進めていきます。**

- 構成
教職員、PTA関係者、地域住民代表など
- 検討事項の例
学校名、校歌、通学方法、服装、学校行事、PTA組織、規約など
- 設置時期
統合準備委員会は統合年度の5年前から設置します。
- 決定事項の周知
決定事項については、市のホームページや広報紙等で順次周知します。

学校施設の大規模改修①

HONJO CITY



【目的】

学校施設の整備について、衛生的で明るい学校施設を目指し、子どもたちが快適かつ安心して学習に取り組めるよう、教育環境の整備を実施します。

【改修の内容】

経年により老朽化した学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、**長寿命化対策**を実施するとともに、**建物の機能を現在の学校が求められている水準まで向上**させる工事を行います。

- 長寿命化対策
各学校施設を長く安全に利用するために、インフラをはじめとする、設備・屋根・構造躯体・仕上げ材料の改修を行い、長寿命化を図ります。
- 機能向上計画
学校施設をとりまく社会状況の変化を踏まえ、子どもたちの教育環境の整備を図り、バリアフリー化の推進、照明などの環境にやさしい設備整備も組み合わせて、良好な空間づくりを目指します。

学校施設の大規模改修②

HONJO CITY



機能向上計画の例(本庄西中学校の改修後イメージより抜粋)

内装の木質化



集会等で利用可能な多目的スペース



学校施設の大規模改修③

HONJO CITY



【改修時期】

学校施設の大規模改修の時期については、築年数、劣化状況、改修履歴などの特性に加え、**学校規模の適正化や市が保有するハコモノ施設全体の状況及び財政状況を踏まえた改修時期**を設定することで、維持保全事業費の平準化を図ります。

改修スケジュール



学校プールの集約化①

HONJO CITY



【現状と課題】

本市の学校プール施設については、建築後30年を超える学校が全16校中14校であり、全体の約88%と**老朽化が進行**しています。

学校プール施設は昭和30年代から40年代に集中して整備されており、今後一斉に施設の改修や更新時期を迎えることから、**各校のプールをそれぞれ維持した場合には、多額の費用を要**します。

水泳授業は6月上旬から7月下旬の約2か月間で実施され、その期間は梅雨時期であることや、近年の猛暑による熱中症予防のために授業を中止することもあるなど、**天候等の制約を受けることが多く、計画的な実施が困難**です。

プールの清掃、水質等の点検、ろ過装置の操作、薬剤投入、休日中の管理など、**プールの管理運営にかかる教職員の負担が大き**なっています。

⇒ **令和3年度より、学校プールの在り方について検討を開始しました。**

学校プールの集約化②

HONJO CITY



【検討内容】

先進自治体の水泳授業に関する新たな取組事例を参考に、学校プールの共同利用の検討、民間・公営プールを活用した水泳授業の試行と体験した児童・教員へのアンケート調査、各手法を活用した場合のコスト比較を実施しました。

【検討結果】

「本庄市立小・中学校プールの在り方検討資料」を作成しました。

本市における学校プールの現状と課題、学校プールの共同利用の検討や学校外プールでの水泳授業の試行結果、水泳授業を継続するための方策の検討及び市の財政負担等を総合的に鑑み、児童生徒の泳力の向上が期待でき、より良い教育環境を構築するため、市内の関係部局と連携を図り、**新規プール拠点を整備し小学校のプールを一か所に集約する検討を進める。**

中学校のプールは4校中2校が建設から15年未満であり、継続して使用可能な状況にあること、教科担任制のため専門的な指導が可能なことから、当面の間は1校1プールを維持。

本庄市立小・中学校プールの在り方検討資料より抜粋

屋内運動場空調設備の設置

HONJO CITY



本市の小中学校では、熱中症警戒アラートが発表された場合、全面的に運動を控えるなどの安全対策を行っています。近年の暑さを考慮すると体育の授業や集会、部活動等で使用される屋内運動場では、**熱中症対策**として空調設備設置の必要性が高まっています。

また、学校の屋内運動場は、災害発生時に地域の避難所としての利用も想定されるため、**防災機能強化の観点**からも、空調設備の設置は望ましいものになります。

【方針】

児童生徒の熱中症対策として、学校の屋内運動場に空調設備の設置を検討します。

小中一貫教育の推進①



【小中一貫教育とは】

小中学校が互いに情報交換や交流を行うことで、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「**小中連携教育**」のうち、小中学校が**9年間を通じた教育課程を編成し**、系統的に行う教育。

【小中一貫教育のねらい】

小中学校9年間の学び(学習面)と育ち(生活面)の連続性を重視することによる、児童生徒の**学習意欲の向上**と**中1ギャップの解消**。

- 学習意欲の向上・・・小学校では高かった学習意欲が、中学校進学後に低下する傾向があります。小学校段階から中学校での学習を見据えた教育を進め、学習意欲を維持・向上させることが求められています。
- 中1ギャップ解消・・・不登校生徒の増加は、中学進学後の学習内容や部活動における人間関係の変化により、心理的不安が高まるためと考えられます。小学校段階から中学校の様子を知り、不安を減らすことが求められています。

小中一貫教育の推進②



【小中一貫教育の効果と課題】

効果(メリット)

- 小中学校が学習の進め方を統一することで、児童生徒の学習内容の定着に繋がり、学力の向上が期待できる。
- 小中学校で共通した学びのルールを設定することで、中学校への円滑な接続が可能になり、中1ギャップに起因した不登校の未然防止が期待できる。
- 小中学校の教員間の連携がとりやすく、特別支援学級では児童生徒の障害の状況や特性等に関する情報を共有できることから、連続性のあるきめ細やかな支援・指導ができる。
- 小中学校の教員が相互に研修を行ったり、授業を見合ったりすることで児童生徒に対する理解や指導方法の改善が図られる。

課題(デメリット)

- 中学校区毎に9年間を見通した教育課程を編成していくため、それぞれの学校の特色ある教育活動を進めづらくなる。
- (対応)小中一貫教育と共に、各学校の特色を生かした教育活動は積極的に進めていく。学校と家庭・地域と一体となった協働体制をより強化していく。

小中一貫教育の推進③



本庄市の小中一貫教育

【小中連携から小中一貫教育へ】

本市ではこれまで中学校の授業体験や部活動体験、小中連携シートを活用した小中連絡会等、様々な小中連携を図ってきました。一方で、小学校では6か年の児童像を、中学校では3か年の生徒像を、それぞれ独自に設定して取り組んできました。これらの**小中連携教育をさらに充実させ、小中一貫教育を推進**します。

【目指す15歳像の設定・共有と9年間の一貫した教育】

自らの人生を切り拓き自立ができる子どもたちの実現に向け、**各中学校区で「目指す15歳像」を設定**します。

各小中学校では、中学校区の目指す15歳像を共有し、この実現のため、「確かな学力と自立する力」「豊かな心と健やかな体」の育成に向けた**9年間の一貫した教育課程を編成**して系統的な教育を行います。

小中一貫教育の推進④



【小中一貫教育の型】

各中学校区における**小中学校の立地状況に合わせた最適な小中一貫教育を検討**します。また、最適な小中一貫教育を検討・推進していく中で、**学校規模の適正化や学校施設の改修時期を考慮して、小中一貫校や義務教育学校の設置について調査・研究**します。

学校区	本庄東中学校区	本庄西中学校区		本庄南中学校区	児玉中学校区		
形態	施設分離型	施設隣接型	一体型 (義務教育学校を含む)	施設分離型	施設分離型	施設隣接型	一体型 (義務教育学校を含む)
		 本庄東中学校	 本庄西中学校	 又は  本庄西中学校 本庄西、旭総合小学校	 本庄南中学校	 児玉中学校	 又は  児玉中学校
	 本庄東、藤田、仁手総合小学校	 本庄西、旭総合小学校	 本庄西中学校 本庄西、旭総合小学校	 本庄南小学校 北泉小学校 中央小学校	 児玉、金堀、秋平、共和総合小学校	 又は  児玉、金堀、秋平、共和総合小学校	 児玉中学校 児玉、金堀、秋平、共和総合小学校
	小中学校が離れた場所にある	小中学校が隣にある	小中学校が同じ敷地内にある	小中学校それぞれが、離れた場所にある	小中学校が離れた場所にある	小中学校が隣にある	小中学校が同じ敷地内にある

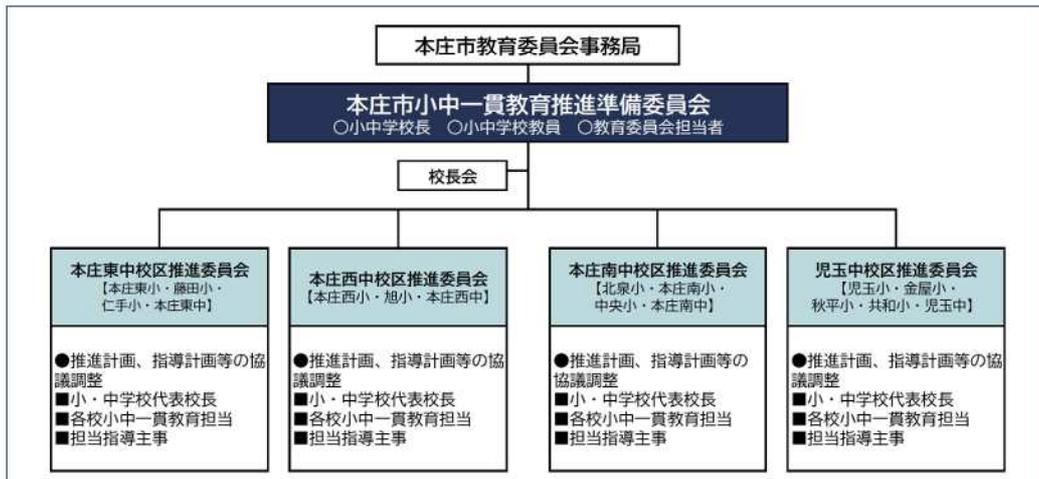
小中一貫教育の推進⑤



【今後の流れ】

教育委員会および各中学校区に小中一貫教育の**推進組織を設置**します。
 推進組織では、小中一貫教育の基本方針を作成し、具体的な取り組みについて協議を行うなど、**順次準備**を進めていきます。

令和6年度 推進準備委員会設置、各中学校区で推進委員会設置
 令和7年度 小中一貫教育を段階的に実施



教育環境の向上に係る整備スケジュール



		○ 統合準備委員会設置																		→ 設計・工事	
中学校区	改修対象校	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21				
校舎の大規模改修	本庄東中学校				○	→			統合												
	本庄西中学校												○	→			統合				
	児玉中学校													○	→			統合			
	本庄南中学校	北泉小学校																			
		本庄南小学校																			
中央小学校																					
	本庄南中学校																				
屋内プール新築工事																					
屋内運動場空調設置工事																					
小中一貫教育																					

※スケジュールは、地域の方々のご意見や、社会情勢等による工事の延期によって変更となる可能性があります。

4. 意見交換会及び説明会におけるご意見等

意見交換会及び説明会において、口頭質問及びアンケート内の自由意見欄でいただいたご意見等の概要は以下のとおりです。

<p>学校施設 について</p>	<p>①学校統合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口や児童生徒数に合わせた統合が必要。 ● 小中の統合が教育環境や親の交流に良い影響を与える。 ● 学校統合の目的が財政面にあると感じる。 ● 地域コミュニティが崩れて過疎化が進む懸念がある。 ● 統廃合に関して意見が言いにくい部分がある。 ● 地域のシンボルである学校が無くなることへの寂しさ。 ● 小規模校の方が良いという意見や、不登校のお子さんにとっても小規模のほうが良いのではないかとこの意見がある。 ● 統廃合の該当地区への十分な説明と意向聴取が必要。 ● 地域の納得を得るための説明会が必要。 ● 各学校のPTAや地域住民への説明が必要。 ● 保護者の理解を得るための説明が必要。 ● 児童生徒の安全対策や心のケアに配慮した案が必要。 ● 統合後の学校から学童までの交通手段を考慮してほしい。 ● 予算上の問題もあるが、可能なところから早期に実施すべき。 ● スピードアップして進めるべき。 ● 統廃合時期を前倒しすべき。 ● 統合後の新しい学校に新しい校歌を作る。 ● 統合前の学校間の交流を充実させること。 ● 統合の目的を明確にし、こどもたちの未来のために統合することを前面に出して説明することが必要。 ● 解体・廃止の前に建物見学会を行い、写真などを新施設で保管してほしい。 ● 統廃合により、生徒一人ひとりに目が届きにくくなるのではないかとこの懸念がある。 ● 学校が地域の人々に支えられてきたことを考慮し、統合によって地域とこどもの心が離れないようにすることが必要。 ● 公共施設の見直し方針に中学校が含まれていないため、中学校の整備を含めた方針一覧を作成することが必要。 ● 他市町村の事例を参考にし、統合に当たっての様々な問題やデータ、モデルケースを収集しているのか。 ● 大規模校ではなく、小規模でゆったりとした学校生活を過ごすことが必要。 ● 新しい小学校には駐車場を確保し、安全な送迎ができるようにすること。 ● 少子化に伴う学校統合で教員数が減る一方、業務が減らないため、教員の負担軽減や積極的な採用が必要。 ● 学校の統合や学童の統合について、もっと多くの人が聞くべきであり、保育園や幼稚園にビラを置くなどして説明会の周知を図ってはどうか。 ● 新たな教育施策を実施する際、今までの施策の中で積極的に廃止すべきものを示し、教職員の負担減を図ること。 ● 小学校統合については住民投票を実施し、一人ひとりの意見を反映すること。 ● 12年後の社会情勢の変化を見据えた計画が必要。 ● 児童の安全を最優先にし、学力の低い児童生徒へのサポートが必要。
----------------------	---

- 学校が無くなることで地域の衰退につながる懸念がある。
- 説明会では、実際に学校に通うこどもの意見も聞くべき。
- 学校統合に当たっては、現場(学校職員など)の意見を十分に反映することが必要。
- 外国籍の児童が増加しており、今後もこの傾向が続くと予想されるため、対応策の充実が必要。
- 学校統合の目的として、教育の質向上や不登校児童の対策を充実させることが必要。
- 小規模校には良い環境があるが、大人数の学校にも良い環境がある。
- 統合する前から小学校へ入学する保護者に説明会に参加してもらい、スムーズに進めることが必要。
- 教育環境整備を最優先ということだが、もっと早く進めてほしい。
- 学校現場の意見を取り入れ、こどもたちが不安に思わないように対応することが必要。
- 外国籍の児童生徒の増加に伴う課題についても対策が必要。

②本庄東小学校について

- 本庄東小学校では学校行事の際に違法駐車の問題があり、スクールバスの利用が増えるとともに懸念されるため、対策が必要。

③藤田小学校について

- 藤田小学校では、こどもの数が減少しており、合併が必要。
- 藤田小学校が何年後に無くなるのか。
- 藤田小学校と本庄東小学校への通学距離がほぼ同じ場合、最初から本庄東小学校に通うための手続について知りたい。
- 本庄東小学校や北泉小学校区を見直し、児童を藤田小学校に迎えてはどうか。
- 藤田小学校跡地に公園機能を付けてほしい。

④仁手小学校について

- 仁手小学校では、こどもの数が減少しており、安全な教育環境を望む。
- 仁手小学校は小規模特認校としての特色があり、外部からも通いたいという声があるため、その継続を検討してほしい。
- 小規模認定校制度は本庄市の強みであり、他県からの住民を引き寄せる可能性があるため、簡単に無くさず、よく考えて練ることが必要。
- 仁手小学校が137周年を迎える中で廃校となる可能性があるが、地域の協力で維持されているため、簡単に無くしてしまっても良いのか。
- 市の施策として実施された小規模特認校制度の総括が必要。

⑤旭小学校について

- 旭小学校の古い校舎等の劣化について、統合までの間に対応する予定があるのか。

⑥児玉地域の小学校について

- 児玉地域の小学校4校の統合は良いと思う。旧児玉高校跡地なら中学校に隣接しているので良い。
- 児玉地域の小学校は児玉小学校への統合に賛成。
- 旧児玉高校が昨年統合されたばかりで、児玉小学校を含む統合校を整備するのは急すぎる。
- 児玉小学校と共和小学校、金屋小学校と秋平・本泉小学校の統合案はどうか。
- 旧児玉高校跡地を新しい学校にすることを希望。
- 児玉地域の小学校は自校方式で給食を行っているが、統合後も続けるのか。
- 旧児玉高校が移転先とされているが、選定方法や時期について教えてほしい。

- 秋平小学校では、先生が登下校の付き添いをしているが、統合後の対応について懸念がある。
- 児玉地域の小学校の統合案について、まだ決定していないのか。
- 旧児玉高校跡地に新児玉小学校を新築し、小中一貫教育を推進する。
- 児玉小学校区の全ての学校の統合はやむを得ないが、丁寧な説明が必要。

⑦各中学校について

- 本庄西中学校の多目的スペースを地域住民に開放する可能性について教えてほしい。
- 旧北泉中学校のグラウンドを売却し、本庄南中学校の南側の土地を購入して学校用地として整備してほしい。

⑧スクールバスについて

- 特別学級に通っている障害があるお子さんの通学距離について懸念があるため、スクールバスの安全走行が必要。
- 小学生にとって4～6kmの通学距離は無理があるため、スクールバスの導入が必要。
- 統合後の通学手段としてスクールバスの導入が検討され、通学路の安全性や体づくりのカリキュラムについて検討してほしい。
- 夏の暑さの中での通学を避けるため、スクールバスの導入が必要。
- 学校の統合によりスクールバスの利用が必要になるが、通学距離や時間に応じて多くのバスが必要になる可能性がある。タクシーの利用も検討されているのか。
- ワゴン車的なバスや大型バスの利用が検討されているのか。バス停の設置の検討も必要。
- バスの乗車時間が10～15分程度になることが予想されるが、地域の実情を踏まえた検討が必要。
- 統合後の通学手段としてスクールバスの利用が検討され、路線バスの活用や帰りの別ルート利用についても検討してほしい。
- 小学校の通学距離が4kmとされているが、歩いて1時間は小学生には厳しい。
- 統合後のクラブ活動の継続とスクールバスの利用を検討してほしい。
- スクールバスの運転手の確保や待遇改善、通学時の熱中症予防、複合施設周辺の道路状況改善など、統合後のデメリットへの対応が必要。
- 秋平小学校と共和小学校の児童が4kmを超える場合、スクールバス利用が検討されているが、一人ひとりの意見を聞いて対応することが必要。
- 学校行事の都合に柔軟に対応できる通学バスの運行。
- 通学バスで時間に遅れた児童の対応についても懸念がある。

⑨学力向上について

- 「学習意欲は高いが学力が県平均を下回っている」原因の追及と対策が必要。
- 学校の統廃合により学力向上が見込めるかどうか。
- こどもたちが安心してスムーズに統合できるようにしてほしい。
- 資料にある「確かな学力」の具体的な内容について詳しく知りたい。

⑩施設整備について

- 学校施設の改修には、現場の先生方の意見等も十分取り入れてほしい。
- 学校までの安全な道路の整備が必要。
- 余裕を持った教室の確保が必要。
- 体育館の空調設備についての説明が不足している。
- 空調設備のスケジュールをしっかりと組んで取り組むことが必要。
- 学校施設の大規模改修に際して、地域利用の基本概念をすり合わせる必要がある。

- 学校内での熱中症対策として、屋内運動場の空調設備設置が必要。
- 他の自治体やモデルケースを参考にして、こどもたちのために最適な学校施設整備を行うことが必要。

⑪不登校対策について

- 不登校児童の対応も市として大切にしてほしい。
- 不登校児童・生徒のためのフリースクールや居場所づくりを進めることで、将来の社会貢献につなげてほしい。
- 不登校や学力低下の問題は大規模校に多いのではないか。
- 不登校生徒数の現状や、小規模校から中学校に進学した場合の不登校のリスクについて教えてほしい。
- 不登校のお子さんや障害など支援を要するお子さんの配慮が必要。
- 大規模校の不登校や中1ギャップなどの対応が必要。

⑫小中一貫教育・義務教育校・学級数・教育環境などについて

- 小中一貫教育の具体的な進め方についての説明が必要。
- 小中一貫教育での教科担任制の導入。
- 小中一貫教育の推進を希望。
- 小中一貫教育の積極的なアピールが必要。
- 小中一貫教育のメリット・デメリットの検討が必要。
- 教職員の意識改革として、小中一貫教育が大切であり、実践に向けて周到な準備・計画が必要。
- 学習教材の共有、学校行事の合同開催、部活動の小中交流など、具体的な課題を協同して進めることが必要。
- 本庄市ならではの小中一貫教育の在り方を考え、同じ敷地に小・中学校がある一体型の教育環境を再構築することが必要。
- 令和7年度から段階的に小中一貫教育を実施するのか。
- 小中一貫校や義務教育校の導入について、時代の変化に対応してほしい。
- 義務教育学校についての説明や市民との理解のギャップを埋める努力が必要。
- 統合後、1学級あたりの人数を少なくし、少人数学級の実現が必要。
- 統廃合後の教員数について、12学級になった場合に見合った教員数が配置されるのか、標準よりも多く配置できるのか
- 家庭環境の違いによるこどもたちのメンタルケアのため、副担任など教員を多く配置することが必要。
- 現在の教員数が県の配置基準に足りているのか。
- 1学級 35人は多すぎる。
- 小中一貫教育の推進に関するタイムスケジュールの管理が心配。
- 発達に特徴のあるこどもへの特別支援教育の必要性。
- 本庄南中学校区の小学校区の見直しが必要。
- 旭小学校で行われている小学生の農業体験・実習を継続してほしい。

⑬小学校プールの集約化について

- プールへの移動時間が授業時間に影響することについての懸念。

<p>公共施設 について</p>	<p>①統廃合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の統廃合に関する情報の共有を、先手を打って行うことが必要。 ● 公共施設の統廃合について、気軽に相談できる窓口を設けてほしい。 ● 小学校が無くなることで地域の衰退が懸念されるため、子育て世代が住みたいと思えるような地域づくりが必要。 ● 公共施設の統廃合により、今後の利用方法についての不安がある。 ● 持続可能な公共施設マネジメントに向けて協力する。 ● 本市のこれからの公共施設に関する事業が大まかに理解できた。 ● 老朽化が進んでいる現状を踏まえ、コンパクトに取りまとめる必要がある。 <p>②複合施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共和に複合施設を作る理由や、小学校のプールの集約についての疑問がある。 ● 複合施設の利用者増加に伴う駐車場不足が懸念。 ● 日の出地区の複合施設に体育館を併設し、小規模なグループが気軽に利用できるようにしてほしい。 <p>③公民館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本庄西公民館や本庄南公民館の統合・複合化に向けては、旧保健センター跡地への設置を候補として検討してほしい。 ● 藤田小学校、仁手小学校、旭小学校の跡地にコミュニティ施設を整備する一方で、児玉地域の小学校跡地には言及がないため、統一することが必要。 ● 現在利用している共和公民館の活動の場を確保してほしい。 ● 公民館は近い場所にあった方が使いやすい。 ● 生涯学習の必要性が高まる中で、公民館の規模や機能を拡大する検討が必要。 ● 本庄公民館と本庄東公民館、日の出児童センターの統合に際して、体育館を併設し、避難所の機能を充実させることを検討してほしい。 ● 公民館で継続検討となっている施設の検討結果がいつ決まるのか。 ● 令和10年度に複合施設が整備される予定だが、地域の特性を考慮した施設整備が必要。特に、選挙や防災の観点から、地域ごとに公民館は存続してほしい。 ● 人口が増えているため、北泉公民館の再整備が必要。 ● 共和公民館の利用者について、旧児玉高校などの代替施設を使用させてほしい。 ● 共和公民館を小学校と一体化する提案が無かったことが残念。 <p>④図書館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セルディの図書館などの文化施設を維持することが必要。 <p>⑤スポーツ施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 陸上競技場も計画に入れてほしい。 ● 中学校の部活動の地域移行や小学校のスポーツ少年団のために、400mトラックのグラウンドの整備を検討してほしい。 <p>⑥保健・福祉関連施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉センターつきみ荘の移転について、突然の方向転換に疑問がある。高齢者福祉の在り方を検討する協議会の発足が必要。 ● 廃止予定となっている老人福祉センターつきみ荘の利用者として、廃止に対する残念な気持ちがある。
----------------------	--

- 老人福祉センター、屋内温水プール、シルバー人材センターの複合化が提案されたが、理念やコンセプトについての疑問がある。
- 老人福祉センターの規模や熱源についての法的制約は検討しているのか。

⑦児童施設について

- 本庄東小学校と中央小学校には学童保育所が整備されるが、他の学校についても学童保育所整備の計画が必要。
- 他の民間学童保育所に通う保護者の負担軽減についても検討することが必要。
- 学童保育所の運営に NPO の協力が必要であり、統廃合時の対応について教えてほしい。
- シングル世帯などで夜間こどもを預ける場所が無いため、学童保育の充実が必要。
- 学校内に学童保育所ができることは良いが、現在の学童保育所の人数を足した規模になるのか、預かり時間が延びるのか。
- 児玉地域には公営の学童保育所がないため、統合後の敷地内に学童保育所を設置する。
- 民間学童保育所への影響についても早く教えてほしい。
- 外国籍のこどもが利用できる学童保育所の整備が必要。
- 民間学童保育所が衰退しないように、新設する学童の規模についての配慮が必要。

⑧文化財・文化財収蔵庫について

- 文化財収蔵庫をまとめることは良い取組であり、展示を兼ねた収蔵庫を整備してほしい。
- 埋蔵文化財の収蔵庫に、こどもたちが学習できる施設を併設してほしい。
- 文化財収蔵庫を学習の場として利用できるようにしてほしい。
- 旧児玉町が所有する土地に歴史民俗資料館を建設する計画があり、その実現が必要。
- 本庄早稲田の杜ミュージアムを恒久的施設として計画に取り入れてほしい。

⑨財政状況や財源等について

- 財政制約について、過去5年間の支出を基に算出された詳細な説明が必要。
- 解体費や改修費の財源確保の方法、売却可能な施設の売却額について教えてほしい。
- 改修や解体について、より良い仕事をより安価でできる企業を選ぶために競争を促すことが必要。
- 将来的な更新費用に関して、物価高の影響を考慮した見通しが必要。
- 税金のためにスポンサー制度を導入する。
- 計画している事業について、費用対効果が算出されているのか教えてほしい。
- ふるさと納税やインターネット寄付を利用する。
- この計画を進めることで財政健全度指数がどのように悪化するのか。
- 統廃合にかかる費用について、税金も上がるのか。

⑩防災・避難所について

- 台風時に避難できなかった経験から、校舎を残して高い所に避難できるようにしてほしい。
- 公共施設は災害時の避難所としての役割もあるため、統廃合によって避難所が減らないようにすることが必要。
- 公共施設を木造で建設することについて、避難所としての役割を果たせるかどうか懸念。
- 災害時、特に水害時の施設として、旭小学校や仁手小学校の校舎を利用してほしい。
- 公共施設の統廃合に際して、防災についての配慮が必要。
- 水害時の避難施設が必要なため、旭小学校跡地に避難施設を設置してほしい。
- 本庄公民館が浸水地域にあるため、避難場所として適切な場所に用地を確保すること。

⑪施設整備や管理について

- 学童保育所機能が移転した後の前原児童センターの建築物を、シルバー人材センターや社会福祉協議会が活用できるのではないか。
- 小学校を統合した場合、地域コミュニティと避難所機能を考慮し、体育館だけは残すことが必要。
- 夏休みなどに子どもが安全に遊べる施設を整備してほしい。
- 若い人たちが使いやすいように、公共施設の駐車場を整備することが必要。
- 公共施設の建設に合わせて太陽光パネルを設置し、ランニングコストの低減を図る。
- 公共施設の管理に自治会を巻き込むことで、メリットを生み出す。
- 公共施設の方針見直しを定期的に行うことが必要。
- 公共施設の中に買い物できる場を設けてほしい。
- 公共施設の複合化や移転に伴い、施設が遠くなる住民が出てくるため、公共交通手段の整備が必要。
- 公共施設等に行くデマンドバスの改善や公共交通の補助を検討してほしい。
- 小学校の跡地に魅力あるコミュニティ施設を作してほしい。

⑫その他

- 公共施設の大規模改修について、しっかりとしたコンセプトを持つことが必要。
- 持続可能な都市を目指すため、公共施設の見直しが重要である。
- 群酪跡地を駐車場などに利用する。
- 近隣市町と施設の共同利用を考えるべき。
- 公共施設は地区の核(中心・拠り所)となるものであり、秋平や本泉を見捨てないでほしい。
- 持続可能な都市を目指すための公共施設の見直しが重要である。
- 旭小学校の体育館にトイレが無いため、統合後の施設整備が必要。
- 日の出児童センターを解体する場合、その機能がどこに移るのか。
- 地域コミュニティ施設を充実させることが必要。

<p>その他</p>	<p>①説明会の開催方法など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民が理解しやすい説明に努めてほしい。 ● 説明会に参加した住民の意見を反映し、今後の計画に活かすことが必要。 ● 学校区ごとに説明会を開催しているため、藤田小学校区の説明に時間を使ってほしかった。 ● 説明会の参加人数など、開催概要・開催結果を市民に説明してほしい。 ● 説明会に若い世代の参加が少ない。もっと参加を促す必要がある。 ● 説明に対し考える時間がない。事前の資料配布が必要。 <p>②まちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校・公共施設の見直しとともに、まちづくりも一緒に考えることが必要。 ● 国道 17 号バイパスの完成に伴う過疎化対策が必要。 ● 若い世代を積極的に取り込み、移住促進や子育て支援を進めることが必要。 ● 地域住民が減らないよう、住みよいまちづくりを進めてほしい。 ● 地域の憩いの場や居場所となる場所の提供、ソフト対応などが必要。 ● 地域に寄り添った対応を続けることが必要。 ● 神川・美里・上里の各町との合併に関する情報はあるのか。 ● 住民投票を実施し、多くの意見を反映してほしい。 ● 産んで育てやすい環境をつくり、人口減少を少しでも止めることが必要。 ● 拠点法についての細かい経過報告が必要。 ● 児玉中学校近くの交差点の事故防止に向けて、道路拡幅などの改善が必要。 ● 本庄市に人を呼び寄せる方法や、子育てしやすい環境を作る対策が必要。 ● SDGs の方針や具体的な課題について、より分かりやすい表記が必要。 ● 魅力あるまちづくり、住みたくなるまちづくり、学びたくなるまちづくりを推進することが必要。 ● 他の市町村との横並びの改革ではなく、本庄市ならではの改革を望む。 ● 市街化調整区域の規制緩和や公共交通の補助など、人口増加を図るための施策を検討してほしい。 ● 若い人が農業に取り組めるような支援策が必要。 ● 空き地や空き家の調査、市街化調整区域の規制緩和など、行政の柔軟な対応が必要。 ● 高齢者が免許を返納した際の公共交通の補助が必要。 ● 地域の将来像について、住民と行政と一緒に考える場が必要。 ● 学校が遠くなることで子育て世帯が移住してこなくなる懸念がある。 ● 複合施設整備に当たり、蛭川交差点の安全対策をも含めて実施してほしい。 ● 高齢化が進む中で、高齢者への対応も考える必要がある。 ● 決まったことは広く広報し、早めの情報提供を行うことが必要。 ● 新幹線通勤への補助を出すことで、生活しやすさをアピールすることが必要。 ● 保育料の無償化が人口増加に効果的である。 ● 老朽化した施設を壊す際、同じ場所に寄り合いの場を設けることでコミュニティを維持することが必要。 ● 統合学校の周辺に団地を造成するなど、人口維持・増加の対策案を並行して行うことが必要。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市長が出席し、直接思いを伝えたことが良かった。 ● 今後の計画について、引継ぎをしっかりと行うことが必要。 ● 学校を統合することで働く場が減ることについて懸念がある。
------------	--

5. 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会

(1) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例

○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例

令和4年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 本市の公共施設等の維持管理及び総量管理を長期的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が保有する学校、公民館、市営住宅等の公共建築物
- (2) 市が保有する道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が所有する不動産

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 本庄市公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) その他公共施設等マネジメントの推進に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、審議会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる事項等を調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表行政改革審議会委員の項の次に次のように加える。

公共施設等マネジメント推進審議会委員	日額	6,200円
--------------------	----	--------

(2) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則

○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則

令和4年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例(令和4年本庄市条例第2号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員及び専門委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(部会の所掌事務)

第6条 部会は、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

- (1) 条例第3条に掲げること。
- (2) その他審議会が公共施設等マネジメントの推進に関し必要と認めること。

(部会の組織)

- 第7条 部会は、審議会の会長が指名する審議会の委員及び専門委員(以下「部会員」という。)をもって組織する。
- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長は部会員の互選によりこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
 - 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

- 第8条 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会設置後最初の会議は、審議会の会長が招集する。
- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
 - 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - 5 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。

(会議結果の報告)

- 第9条 部会長は、会議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会委員名簿

氏名 (敬称略・順不同)		選出区分 (本庄市公共施設等マネジメント推進 審議会条例第4条第2項・第3項)	任期		
会長	小松 幸夫	早稲田大学 名誉教授	令和4年6月30日～策定まで		
副会長	江原 貞治	児玉商工会	令和4年6月30日～策定まで		
委員	織茂 保	第1号委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	令和4年6月30日～策定まで	
	松浦 常雄		本庄市身体障害者福祉会	令和4年6月30日～策定まで	
	山田 英希		本庄市PTA連合会	令和4年6月30日～令和5年6月29日	
	高橋 義揚		本庄市PTA連合会	令和5年7月1日～令和6年6月29日	
	宮下 美恵		本庄市PTA連合会	令和6年6月30日～策定まで	
	山崎 育樹		本庄市小中学校校長会	令和4年6月30日～策定まで	
	吉田 豊彦		本庄市公民館運営審議会	令和4年6月30日～策定まで	
	堀口 伊代子		サラ本庄	令和4年6月30日～策定まで	
	田中 一成		本庄商工会議所	令和4年6月30日～策定まで	
	五十嵐 雅樹		埼玉ひびきの農業協同組合	令和4年6月30日～令和6年1月3日	
	中 秀幸		埼玉ひびきの農業協同組合	令和6年1月4日～策定まで	
	栗田 定治		第2号委員	本庄市自治会連合会	令和4年6月30日～令和4年7月21日
	田島 彰			本庄市自治会連合会	令和4年7月22日～令和5年6月29日
	藤倉 英夫			本庄市自治会連合会	令和5年7月1日～策定まで
	逸見 素久			本庄市自治会連合会	令和4年6月30日～令和5年6月29日
	木村 實			本庄市自治会連合会	令和5年7月1日～策定まで
	飯野 清則		第3号委員	公募による市民	令和4年6月30日～策定まで
高橋 勉	公募による市民	令和4年6月30日～令和6年6月29日			
林 きよみ	公募による市民	令和4年6月30日～策定まで			
松本 眞理子	公募による市民	令和6年6月30日～策定まで			
専門委員	松本 浩	専門委員	東京福祉大学 特任教授	令和4年7月22日～令和5年3月30日	
	田中 輝好		本庄市PTA連合会	令和4年7月22日～令和5年3月30日	
	工藤 友紀		本庄市PTA連合会	令和4年7月22日～令和5年3月30日	
	早野 明美		本庄市小中学校校長会	令和4年7月22日～令和5年3月30日	
	川田 博樹		本庄市小中学校校長会	令和4年7月22日～令和5年3月30日	

(4) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会審議内容

1) 審議会

	年月日	審議内容等
第1回	令和4年6月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営方法(案)について ●本市の公共施設の現状について ●公共施設に関する市民アンケートの実施について ●「本庄市立小・中学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の作成に伴う学校部会の設置について
第2回	令和4年10月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の公共施設に関する財政制約について ●公共施設に関するアンケートの実施について
第3回	令和5年3月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設に関するアンケート調査結果について ●「本庄市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)」について
第4回	令和6年3月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市立小・中学校の教育環境の向上について ●各公共施設の見直し方針(素案)について
第5回	令和6年6月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●「市議会との意見交換会」及び「学校運営協議会・自治会代表者説明会」の開催結果について ●本庄市立小・中学校の教育環境の向上について ●各公共施設の見直し方針(素案)について
第6回	令和6年11月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の開催結果について ●「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【素案】」について
第7回	令和7年3月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【最終案】」について ●答申について

2) 部会

	年月日	審議内容等
第1回	令和4年7月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営方法について ●本庄市立小・中学校の現状と児童生徒数の将来推計について ●「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の作成について ●本庄市立小・中学校に関する保護者・教員アンケートの実施について
第2回	令和4年9月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●仁手小学校及び本庄東小学校の視察について
第3回	令和4年11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方に関するアンケート調査結果について ●本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方について
第4回	令和4年12月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方について
第5回	令和5年1月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について
第6回	令和5年2月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について

6. 策定経緯

(1) 本庄市公共施設等総合管理計画策定経緯

令和3年	
11月	第1回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
令和4年	
6月	第2回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
6月	第1回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
7月	第1回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
9月	第2回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
9月	本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方に関するアンケート調査
10月	第3回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
10月	第2回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
11月	第3回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
12月	第4回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
12月	公共施設の利用状況と今後のあり方に関するアンケート調査
令和5年	
1月	第5回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
2月	第6回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
3月	第4回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第3回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
3月	本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)作成
5月	公共施設の利用者アンケート調査
4~6月	学校運営協議会、自治会連合会総会 説明 ・本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について
令和6年	
2月	第5回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第4回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
3月	本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)作成
4月	公共施設等の方針に関する市議会との意見交換会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)について
5月	学校運営協議会・自治会代表者説明会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)について
6月	第5回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
6月	本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(案)作成
7~8月	学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(案)について

令和6年	
9月	第6回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
10月	公共施設等の方針に関する市議会との意見交換会 ・「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の開催結果について、「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【構成案】」について
11月	第6回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
12月	パブリックコメント(令和6年12月9日～令和7年1月8日)
令和7年	
2月	第7回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第7回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会

(2) パブリックコメント実施状況

趣旨	本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【案】を公表し、市民から幅広く意見を求めること。
実施期間	令和6年12月9日(月)～令和7年1月8日(水)
応募者数	2名
意見数	10件

**本庄市公共施設等総合管理計画
(ハコモノ編)**

令和7年3月

発行	本庄市
編集	企画財政部企画課 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
TEL	0495-25-1111 (代表)
FAX	0495-21-8499
URL	https://www.city.honjo.lg.jp

本計画の表紙内の施設



- ① 児玉総合公園体育館(エコーピア)
- ② 児玉総合支所(アスピアこだま)
- ③ 本庄東中学校
- ④ 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)
- ⑤ 本庄総合公園体育館(シルクドーム)
- ⑥ 児玉文化会館(セルディ)

